

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	健康増進事業に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、健康増進事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年度中のシステム更改後の健康増進事業に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容 ※	<p>横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周病検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表により個人番号を利用することは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、主務省令に定めるもののうち次の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 「横浜市がん検診」 横浜市の死亡原因の第1位であるがんを早期に発見し治療に結びつけることで、がんによる死亡を減少させることを目的として、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、5つのがん(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)に係る検診及び精度管理を実施している。</p> <p>2 「横浜市歯周病検診」 満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。</p> <p>具体的には、上記の事務につき、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診者管理等を行う業務 ・実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・地域保健・健康増進事業報告等に必要な統計業務 <p>3 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、横浜市では、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、検診実施医療機関において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・横浜市では、検診施設等から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③対象人数	<p>[30万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>団体内統合宛名システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>団体内統合宛名番号とは、横浜市において一意に個人を特定する番号のことという。</p> <p>(1) 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 宛名番号・団体内統合宛名番号変換機能 団体内統合宛名番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 団体内統合宛名システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

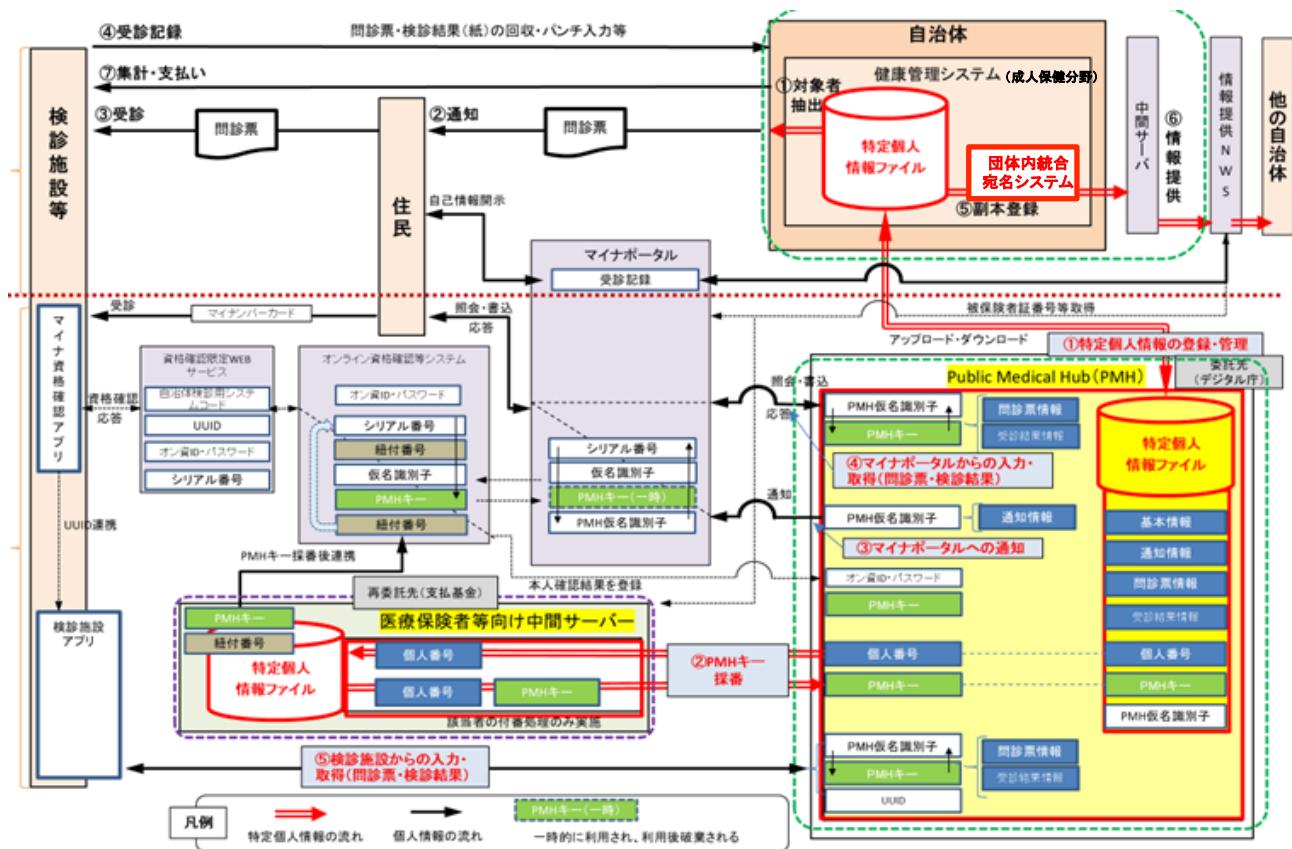
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能のみ使用する。</p> <p>(1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	健康管理システム(成人保健分野)
②システムの機能	<p>1 「横浜市がん検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)横浜市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 (3)統計出力機能</p> <p>2 「横浜市歯周病検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)統計出力機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民記録システム、国民健康保険システム)</p>
システム5	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	<p>情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。</p> <p>(1)統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。</p> <p>(2)データ連携機能 住民記録システム、新税務システム等と連携する機能。</p> <p>(3)データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(4)個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p> <p>(5)システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<p>①雑形の登録 問診票項目、通知文言等の雑形をPublic Medical Hub (PMH) へ登録する。</p> <p>②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 横浜市で管理している個人番号、受診者情報、問診情報及び検診結果をPublic Medical Hub (PMH) に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。なお、今後「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改名予定)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。</p> <p>③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。</p> <p>・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 自治体検診の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH) は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く検診結果・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして問診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH) はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く問診情報を登録する。</p> <p>④情報連携機能(検診施設アpri) ・識別子の格納機能 検診施設アpriはマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub (PMH) に接続する。検診施設アpriからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。</p> <p>・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 検診施設アpriは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub (PMH) へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH) は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く問診情報を検診施設アpriに提供する。また、検診施設等が検診結果の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH) はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く検診結果を登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー、検診) [<input type="checkbox"/>] 施設アpri</p>
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・検診対象者に向けたクーポン券等の個別通知の発行や検診受診者の結果情報管理のため ・がん検診、歯周病検診の実施に伴う情報管理のため
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやスマートフォンを通じて、市民が自身のがん検診等の情報をマイナポータルを通じて自己情報の閲覧できる。 ・団体内統合宛名システムを通じて他都市との情報提供・照会が可能となることで、市内に転入又は転出された方の情報も他都市と共有でき、その後の検診・診療等に活用できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 ・番号法19条6号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第百十一 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第百十一 ・番号法別表第二主務省令第50条第1項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療局地域医療部がん・疾病対策課
②所属長の役職名	医療局地域医療部がん・疾病対策課担当課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

検診対象者への受診勧奨、受診結果の管理・保管に関する事務



(備考)

【健康管理システム(成人保健分野)】

- ⑤検診結果情報を団体内統合宛名システムを経由して中間サーバーに連携
- ⑥中間サーバーから情報提供ネットワークシステムに連携され、マイナポータルで受診状況の閲覧が可能となる。

【PMH】

①特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・PMHから検診結果等、必要な情報をダウンロードし、既存システムへの取込、支払等の事務処理を行う。
- ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMHキー採番

- ・PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、③④⑤が可能となる。

③マイナポータルへの通知

- ・PMHからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。

④マイナポータルからの入力・取得(問診票・検診結果)

- ・住民は、マイナポータル経由でPMHへの問診票の事前入力や、PMHから検診結果や通知情報を閲覧/取得する。

⑤検診施設等からの入力・取得(問診票・検診結果)

- ・検診施設等が検診施設アプリを利用し、マイナポータル経由で、検診時に住民から本人同意を得て、事前入力された問診票及び検診結果の閲覧/取得/入力を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	横浜市がん検診及び横浜市歯周病検診の受診対象者
その必要性	特定個人情報ファイルを利用して、検診ごとの受診者数や検診結果等のデータを収集・分析することで、受診率向上に向けた施策の実施に資する。また、個別の受診勧奨文書の発送等、事務の効率化を図るためにには、上記範囲の全てを対象にする必要がある。
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 災害関係情報</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (自治体検診記録情報)</p>
その妥当性	<p>1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報: ・健康・医療関係情報…検診受診結果を管理するために保有 ・医療保険関係情報…国民健康保険の加入者と非加入者に分けて個別の受診勧奨文書を送付するために保有 ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 検診管理番号…PMH内で検診の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 検診情報…(自治体検診事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成25年5月31日
⑥事務担当部署	横浜市医療局地域医療部がん・疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人)
	[<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (
	[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (
	[<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (
	[<input checked="" type="radio"/>] 民間事業者 (検診施設等、支払基金	
②入手方法	[<input checked="" type="radio"/>] その他 ()
	[<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム	
	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (医療保険者等向け中間サーバー、検診施設アプリ、マイナポータル)	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。検診結果等が記載されている検診票については、医師会経由で各医療機関から月次単位で入手する。 ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。 ・横浜市がPMHに登録した問診票の雑形に対して、住民がマイナポータル等を介して検診前に問診情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・検診時に、従来の紙の問診票に代えて、検診施設等のタブレットに搭載された検診施設アプリを用いて、住民がマイナンバーカードで認証して同意することにより、検診施設等が入力した問診情報、検診結果を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 	
④入手に係る妥当性	<p>個人を特定し、適正に検診結果等のデータ情報を管理する必要がある。 (PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報)</p> <p>・外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他:個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報)</p> <p>入手にあたって、既存事務と同様に問診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入手し、問診票の医師記入欄及び検診結果については、検診を実施する検診施設等から入手する必要がある。</p> <p>・問診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、検診を受託する検診施設等で確認され、検診の可否を判断する。</p> <p>・検診施設等では、タブレットに搭載された検診施設アプリを用いた問診票の確認・検診結果のオンライン化により住民及び医療機関での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。検診施設等での本人確認後、検診施設アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証して同意することにより、問診情報を確認して問診を行い、検診後に検診結果の入力を行う。</p>	

⑤本人への明示		<p>番号法第9条第1項 別表 横浜市がん検診実施要綱及び歯周病検診実施要綱に検診票に必要事項を記入し申し込むことを規定しており、当該検診票に個人情報の利用目的を明記している。</p> <p>・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び検診施設アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。</p>	
⑥使用目的 ※		横浜市がん検診及び横浜市歯周病検診の適正な実施のため	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※	医療局地域医療部がん・疾病対策課
		使用者数	<p>〔 10人以上50人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<p>1 検診受診者管理に関する事務 ・検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、受診履歴・検診結果等を管理する。 ・検診受診履歴・結果等の統計を作成する。</p> <p>2 検診実施医療機関への委託料の支払いに関する事務 ・検診実施機関からの報告・請求に基づき支払い事務を行う。</p> <p>3 検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、受診勧奨等を実施する。</p> <p>4 Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務 ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受信者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでPublic Medical Hub(PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや検診施設アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub(PMH)の問診情報及び検診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。</p>	
情報の突合 ※		検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。	
情報の統計分析 ※		特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。	
権利利益に影響を与える得る決定 ※		検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 検診の受診履歴、受診動向等から分析し、郵送等による個別の受診勧奨の実施などを検討・実施する。	
⑨使用開始日		平成25年5月31日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> () 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	横浜市がん検診システム保守パッケージ委託	
①委託内容	健康管理システム(成人保健分野)の保守及び運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	横浜市がん検診の受診対象者	
その妥当性	業務内容が受診対象者全員に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (個人情報の取り扱いを許可している事務室内でのシステム操作)	
⑤委託先名の確認方法	市報での広告又は横浜市Webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社 東京営業所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2~5	
委託事項2	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い
①委託内容	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>〔 特定個人情報ファイルの一部 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>〔 100万人以上1,000万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	横浜市がん検診の受診対象者
その妥当性	Public Medical Hub(PMH)は国(デジタル庁)が構築し、横浜市が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数	<p>〔 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙</p> <p>〔 ○ 〕その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)</p>
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名	国(デジタル庁)
⑦再委託の有無 ※	<p>〔 再委託する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	<p>⑧再委託の許諾方法</p> <p>書面又は電磁的方法による承諾</p> <p>⑨再委託事項</p> <p>・Public Medical Hub(PMH)の運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した検診施設アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。</p>
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表百十一	
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令の定めるもの	
③提供する情報	がん検診・歯周病検診に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の検診対象者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。・検診票等の紙媒体で入手した書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">○サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における措置＞</p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none">・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・論理的に区分された横浜市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国(デジタル庁)や検診施設等及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
---------	--

②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">[5年]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	市文書規程に基づく
③消去方法		<p style="text-align: center;"><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データ：住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に情報を入手しており、提供元システムで削除されることで、削除対象をシステムで判定され、削除処理によりシステムにて削除する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙書類：検診票等の紙媒体で入手した書類は外部業者による溶解処理を行う。 <p style="text-align: center;"><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p style="text-align: center;"><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ○クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ○既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <p style="text-align: center;"><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub(PMH)を用いて消去することができる。 ・横浜市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
7. 備考		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
団体内統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	<p>・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。</p>
その必要性	<p>・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号及び第9号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。</p>
④記録される項目	<p>[10項目未満] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報 [○]</p> <p>・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (自動応答不可フラグ)</p>
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。その他住民票関係情報：団体内統合宛名システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和8年度中
⑥事務担当部署	横浜市医療局地域医療部がん・疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局窓口サービス課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム)
	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
	横浜市住民記録システムが管理する特定個人情報に変更が生じた都度、入手します。市民から直接特定個人情報の入手は行わず、横浜市住民記録システムで管理する特定個人情報に変更が生じた都度、情報連携を行っています。
	個人番号の管理、特定個人情報の照会及び提供等の業務を行うために必要です。横浜市住民記録システム、中間サーバーと連携し、個人番号の管理、特定個人情報の照会及び提供等の業務を行うシステムです。横浜市住民記録システムが取得、管理した特定個人情報ファイルから、個人番号の管理、特定個人情報の照会及び提供等の業務で使用する内容に限定して連携することで、必要最小限の情報を保存しています。なお、住民基本台帳事務では市民から直接特定個人情報を入手しません。

⑤本人への明示		<p>・本人または本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条別表第14項又は126項で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。</p> <p>・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条の定めにより改正される。住民基本台帳法の別表第三の5の8の項、及び別表第五の6の5の項において、当該事務で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。</p> <p>・書面提出などによる入手のため本人または本人の代理人に直接説明できない場合にあっても、本人確認情報の使用については上記のとおり明示されている。</p> <p>・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>								
⑥使用目的 ※		被接種者の接種記録の管理・保管に係る事務を適正かつ公正に行うため								
	変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署※	医療局がん・疾病対策課、デジタル統括本部住民情報基盤課								
	使用者数	<p>＜選択肢＞</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<p>・団体内統合宛名番号を生成する。</p> <p>住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、団体内統合宛名番号を生成する。</p> <p>住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を団体内統合宛名システムへ登録した際に、団体内統合宛名番号を生成する。</p> <p>・生成した団体内統合宛名番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。</p>								
	情報の突合 ※	個人番号、4情報、団体内統合宛名番号及び宛名番号を相互に突合し、個人を特定する。								
	情報の統計分析※	—								
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	—								
⑨使用開始日		令和8年度中								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> () 件		1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	運用保守業務委託		
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該事業を安定的に運用することが可能となる。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様		
その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。		
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取り扱いを行う。)		
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。		
⑥委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2~5

委託事項6~10

委託事項11~15

委託事項16~20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input checked="" type="radio"/>] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の検診対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。・紙書類: 入手した書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>○サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
---------	---

	期間	<p>〔 定められていない 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
②保管期間	その妥当性	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 ・個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。
③消去方法		<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保守された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップでデータを上書きすることにより削除する。 ・紙書類：特定個人情報を含む起案文書等の紙資料については、保存期間経過後、裁断または溶解処理を行って消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ○クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ○既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○健康管理システム(成人保健分野)

〈がん検診共通〉	
1	処理年月
2	シーケンスNO
3	請求年月
4	減免区分
5	受診年月日
6	スクランブル整理番号
7	カナ氏名
8	漢字氏名
9	性別
10	生年月日
11	年齢
12	郵便番号
13	住所
14	電話番号
15	医療機関所在区
16	医療機関CD
17	医療機関名
〈胃がん検診(エックス線検査)〉	
1	基本実施有無
2	乳がん実施有無
3	子宮がん実施有無
4	受診者の希望
5	家族歴区分
6	家族歴(1)
7	家族歴(2)
8	家族歴(3)
9	病歴区分
10	病歴・胃かいよう
11	病歴・十二指腸かいよう
12	病歴・腸閉そく
13	病歴・胃ポリープ
14	病歴・胃けいれん
15	病歴・慢性胃炎
16	病歴・胃がん
17	病歴・その他の胃腸疾患
18	手術歴
19	治療
20	体の調子(1)区分
21	体の調子(1)内容
22	体の調子(2)区分
23	体の調子(2)内容
24	体の調子(3)区分
25	体の調子(3)内容
26	体の調子(4)区分
27	体の調子(4)内容
28	体の調子(5)区分
29	体の調子(5)内容
30	体の調子(6)区分
31	体の調子(6)内容
32	体の調子(7)
33	体の調子(8)
34	体の調子(9)
35	体重
36	たばこ
37	酒区分
38	酒内容
39	コーヒー区分
40	コーヒー内容
41	妊娠
42	過去歴
43	所見・小巣短縮
44	所見・胃角変形
45	所見・巣入
46	所見・狭窄
47	所見・拡張不全
48	所見・球部変形
49	所見・球部不明
50	所見・ニッセ
51	所見・辺縁不整
52	所見・辺縁硬直
53	所見・陰影欠損
54	所見・レリーフ粗大・乱れ
55	所見・レリーフ集中
56	所見・レリーフ断裂
57	所見・その他
58	所見・エリア不整
59	がん検診判定
60	自院他院
61	がん以外の疾病1
62	がん以外の疾病2
63	がん以外の疾病3
64	結果通知の方法
65	アナデジ
66	ピロリ菌
〈胃がん検診(内視鏡検査)〉	
1	病歴・区分
2	病歴・1
3	病歴・2
4	病歴・3
5	病歴・4
6	病歴・5
7	病歴・年
8	病歴・月
9	治療中の病気
10	症状・区分
11	症状・1
12	症状・2
13	症状・3
14	症状・4
15	ピロリ菌
16	ピロリ菌・年
17	ピロリ菌・月
18	たばこ
19	たばこ・本数
20	酒・区分
21	酒・内容
22	妊娠
23	過去歴
24	過去・年
25	過去・月
26	内視鏡所見
27	経路
28	撮影法
29	生検ありの場合
30	指示
31	画像の網羅性
32	画像の条件・1
33	画像の条件・2
34	画像の条件・3
35	画像の条件・4
36	画像の条件・5
37	空気量
38	総合評価
39	二次内視鏡所見
40	二次指示
41	検診結果・1
42	検診結果・2
43	検診結果・3
44	検診結果・4
45	悪性腫瘍の時
46	進行度

47	再検査・実施医療機関
48	再検査・医療機関名
49	依頼先・医療機関名
50	依頼先・住所
51	一次読影: 生検・区分
52	一次読影: 判定基準
53	一次読影: 事後指導(旧)
54	二次読影: 機器の問題・1
55	二次読影: 機器の問題・2
56	二次読影: 機器の問題・3
57	二次読影: 画像の条件・1
58	二次読影: 画像の条件・2
59	二次読影: 画像の条件・3
60	二次読影: 画像の条件・4
61	二次読影: 網羅性
62	二次読影: 生検実施時の評価
63	二次読影: 総合評価
64	二次読影: 判定基準
65	二次読影: 事後指導(旧)
66	最終指示事項: 判定基準
67	最終指示事項: 事後指導(旧)
68	一次読影: 事後指導
69	二次読影: 事後指導
70	最終指示事項: 事後指導
71	一次読影: 部位1
72	一次読影: 部位2
73	一次読影: 部位3
74	一次読影: 部位4
75	一次読影: 部位5
76	一次読影: 部位6
77	一次読影: 部位7
78	一次読影: 部位8
79	一次読影: 部位9
80	一次読影: 部位10
81	一次読影: 周在1
82	一次読影: 周在2
83	一次読影: 周在3
84	一次読影: 周在4
85	一次読影: 周在5
86	一次読影: 早期がん1
87	一次読影: 早期がん2
88	一次読影: 早期がん3
89	一次読影: 早期がん4
90	一次読影: 早期がん5

91	一次読影: 進行がん6
92	一次読影: 進行がん7
93	一次読影: 進行がん8
94	一次読影: 進行がん9
95	一次読影: 進行がん10
96	二次読影: 部位1
97	二次読影: 部位2
98	二次読影: 部位3
99	二次読影: 部位4
100	二次読影: 部位5
101	二次読影: 部位6
102	二次読影: 部位7
103	二次読影: 部位8
104	二次読影: 部位9
105	二次読影: 部位10
106	二次読影: 周在1
107	二次読影: 周在2
108	二次読影: 周在3
109	二次読影: 周在4
110	二次読影: 周在5
111	二次読影: 早期がん1
112	二次読影: 早期がん2
113	二次読影: 早期がん3
114	二次読影: 早期がん4
115	二次読影: 早期がん5
116	二次読影: 進行がん6
117	二次読影: 進行がん7
118	二次読影: 進行がん8
119	二次読影: 進行がん9
120	二次読影: 進行がん10
<肺がん検診>	
1	肺がん実施有無
2	胸部の病歴
3	胸部以外の病歴
4	手術歴
5	粉じん作業
6	新自覚症状
7	内容_せき
8	内容_たん
9	内容_血たん
10	内容_息切れ
11	せき
12	せき回数
13	たん

14	たん回数
15	血たん
16	血たん頻度
17	喫煙_吸わない
18	喫煙_以前
19	以前_何年前
20	以前_本数
21	以前_年数
22	喫煙_吸う
23	吸う_本数
24	吸う_年数
25	喫煙指數
26	血縁者_がん
27	身近な喫煙者
28	吸ってしまう場所
29	飲酒習慣
30	一次判定日
31	一次判定
32	一次判定キーフィルム
33	二次判定日
34	二次判定
35	二次判定キーフィルム
36	三次判定日
37	三次判定
38	三次判定キーフィルム
39	コメント_所見なし
40	コメント_肺がん疑い
41	コメント_肺炎疑い
42	コメント_肺結核疑い
43	コメント_気管支拡張症疑い
44	コメント_じん肺疑い
45	コメント_肺線維症疑い
46	コメント_アスペストージス疑い
47	コメント_縦隔腫瘍疑い
48	コメント_陳旧姓炎症性変化
49	コメント_異常陰影
50	コメント_陳旧姓胸膜病変
51	コメント_ブラ
52	コメント_胸水
53	コメント_胸膜ブラーク疑い
54	コメント_その他
55	コメント_心拡大
56	コメント_術後病変
57	読影最終所見

58	最終判定
59	自他院区分
60	依頼先
61	アナデジ
	〈大腸がん検診〉
1	採便年月日(1日目)
2	採便年月日(2日目)
3	同時実施検診(胃)
4	同時実施検診(基本)
5	同時実施検診(乳)
6	同時実施検診(子宮)
7	同時実施検診(大腸のみ)
8	受診者の希望
9	問診(1)
10	問診(2)
11	問診(3)
12	問診(4)
13	問診(5)－①
14	問診(5)－②
15	問診(5)－③
16	問診(5)－④
17	問診(5)－⑤
18	問診(5)－⑥
19	問診(5)－⑦
20	問診(5)－⑧
21	問診(6)
22	検査実施日
23	結果1日目
24	結果2日目
25	試薬名
26	検査実施医療機関NO
27	判定
28	自院・他院
29	結果通知の方法
30	クーポン区分
31	クーポン番号
	〈乳がん検診〉
1	視触診実施医療機関CD
2	検診種別
3	基本実施有無
4	身長
5	体重
6	妊娠回数
7	分娩回数

8	最近の妊娠年齢
9	最近の月経・月
10	最近の月経・日
11	最近の月経・日間
12	閉経年齢
13	乳がん検診受診歴
14	マンモ受診歴
15	既往・家族1
16	既往・家族2
17	既往・家族3
18	既往・家族4
19	自覚5
20	自覚6
21	自覚7
22	自覚8
23	自覚9
24	左右差
25	皮膚変化・右
26	皮膚変化・左
27	乳頭乳輪・右
28	乳頭乳輪・左
29	硬結有無
30	硬結右左
31	圧痛有無
32	圧痛右左
33	腫瘍有無
34	腫瘍右左
35	部位右1
36	部位右2
37	部位左1
38	部位左2
39	乳頭分泌・右
40	乳頭分泌種類・右
41	乳頭分泌・左
42	乳頭分泌種類・左
43	リンパ節腫大・右
44	リンパ節腫大・左
45	リンパ部位右1
46	リンパ部位右2
47	リンパ部位左1
48	リンパ部位左2
49	臨床所見
50	判定・今後の方針
51	D総合判定

52	D総合判定日
53	マンモ未受診
54	マンモ実施医療機関CD
55	マンモ受診年月日
56	B腫瘍
57	B腫瘍部位MLO右
58	B腫瘍部位CC右
59	B腫瘍部位MLO左
60	B腫瘍部位CC左
61	B腫瘍形状
62	B腫瘍境界及び辺縁
63	B腫瘍濃度
64	B石灰化
65	B石灰化部位MLO右
66	B石灰化部位CC右
67	B石灰化部位MLO左
68	B石灰化部位CC左
69	B石灰化形態
70	B石灰化分布
71	B随伴するその他所見
72	B随伴するその他所見・右左
73	B随伴所見(乳腺実質)
74	B随伴所見(皮膚)
75	B随伴所見(リンパ節)
76	一次読影判定
77	要医療
78	一次読影日
79	フィルム評価
80	不能時
81	コメント
82	乳房の構成
83	C腫瘍
84	C腫瘍部位MLO右
85	C腫瘍部位CC右
86	C腫瘍部位MLO左
87	C腫瘍部位CC左
88	C腫瘍形状
89	C腫瘍境界及び辺縁
90	C腫瘍濃度
91	C石灰化
92	C石灰化部位MLO右
93	C石灰化部位CC右
94	C石灰化部位MLO左
95	C石灰化部位CC左

96	C石灰化形態
97	C石灰化分布
98	C随伴するその他所見
99	C随伴するその他所見・右左
100	C随伴所見(乳腺実質)
101	C随伴所見(皮膚)
102	C随伴所見(リンパ節)
103	二次読影判定
104	二次読影日
105	マンモ判定機関意見
106	郵便マーク
107	クーポン区分
108	クーポン番号
109	アナデジ
110	働く女性
111	一次比較読影
112	二次比較読影
113	合議
〈子宮頸がん検診(細胞診検査)〉	
1	検診種別
2	基本実施有無
3	乳がん実施有無
4	受診者の希望
5	妊娠回数
6	分娩回数
7	最近の妊娠年齢
8	最近の月経・月
9	最近の月経・日
10	最近の月経・日間
11	閉経年齢
12	問診1
13	問診2
14	問診3
15	問診4
16	問診5
17	問診6
18	問診7
19	体がん該当1
20	体がん該当2
21	体がん該当3
22	体がん該当4
23	視診内診1
24	視診内診2
25	視診内診3

26	視診内診4
27	コルボ実施の有無
28	コルボ所見1
29	コルボ所見2
30	コルボ所見3
31	コルボ所見4
32	コルボ所見5
33	異型移行帯a
34	異型移行帯b
35	異型移行帯c
36	異型移行帯d
37	異型移行帯e
38	採取部位
39	頸部採取器具
40	標本の適否
41	不適時
42	細胞診(新方式)1
43	細胞診(新方式)2
44	細胞診(新方式)3
45	細胞診(新方式)4
46	細胞診(新方式)5
47	細胞診(新方式)6
48	細胞診(新方式)7
49	細胞診(新方式)8
50	細胞診(新方式)9
51	細胞診(新方式)10
52	細胞診(新方式)確認
53	頸部細胞診断(旧方式)
54	視診内診(出血)
55	視診内診(漿液性又は膿性帯下)
56	視診内診(子宮増大)
57	視診内診(その他)
58	採取不能
59	体部採取器具
60	体部細胞診断
61	総合判定
62	今後の指導・頸部
63	今後の指導・体部
64	結果通知の方法
65	郵便マーク
66	クーポン区分
67	クーポン番号
68	働く女性
69	妊娠クーポン

70	標本作成
〈子宮頸がん検診(HPV検査)〉	
1	検診種別
2	基本実施有無
3	問診7
4	視診・内診
5	頸部採取器具
6	検体採取用バイアル
7	HPV検査名
8	HPV検査:判定
9	HPV検査:判定不能再検査
10	HPV検査:再検査
11	HPV検査:結果
12	標本の適否
13	標本の適否:不適正再検査
14	標本の適否:不適正再検査結果
15	細胞診断
16	受診券番号
17	判定
18	結果通知方法
19	結果説明年月日
(歯周病検診)	
1	受診年度
2	受診日
3	受診時年齢
4	受診医療機関
5	受診方法
6	健全歯数
7	未処置歯数
8	処置歯数
9	要補綴歯数
10	欠損補綴歯数
11	現在歯数
12	歯肉出血BOP(17または16)
13	歯肉出血BOP(11)
14	歯肉出血BOP(26または27)
15	歯肉出血BOP(47または46)
16	歯肉出血BOP(31)
17	歯肉出血BOP(36または37)
18	歯肉出血BOP(最大値)
19	歯周ポケットPD(17または16)
20	歯周ポケットPD(11)
21	歯周ポケットPD(26または27)
22	歯周ポケットPD(47または46)

23	歯周ポケットPD(31)
24	歯周ポケットPD(36または37)
25	歯周ポケットPD(最大値)
26	歯石の付着
27	口腔清掃状態
28	その他所見
29	判定区分

○団体内統合宛名システム

1	個人番号
2	団体内統合宛名番号
3	4情報
4	宛名番号
5	自動応答不可フラグ用サイン

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と団体内統合宛名番号及び宛名番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：特定個人情報の入手にあたっては、検診実施医療機関の窓口等で本人確認を実施したうえで行っており、検診票等も必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 <p>住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。</p> <p>また、住民登録外の者については、統合端末を用いて本人確認を行うか、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p> <p>○Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診施設等の受付窓口で本人確認の後、検診施設アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、検診施設アプリでの入力は、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPublic Medical Hub (PMH)へ連携される。 ・本人が、マイナーポータルへログインし、問診情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>検診票については、必要とされる情報のみを記載する様式となっている。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。</p> <p>○団体内統合宛名システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>受診者情報は、自らの意思で受診した者の情報を横浜市に報告するため、本人の自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルにアクセスする際は専用端末を使用し、ログインIDとパスワードにより制限をかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMHキーと個人番号) のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	検診実施医療機関において、本人確認書類の提示により、必ず本人確認を行う。 Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における措置については、Public Medical Hub(PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記にて入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、団体内統合宛名システムを通じて、個人番号を照合する。 Public Medical Hub(PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1)入手の各段階で本人確認を行う。 2)収集した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づいて、団体内統合宛名システムを通じて、個人番号を照合する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <small>〔選択肢〕</small> 1)特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2)十分である <input type="checkbox"/> 3)課題が残されている]
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・検診を実施した後の検診票は、がん検診については実施医療機関から横浜市医師会を通じて、がん・疾病対策課へ提出され、歯周病検診については横浜市歯科医師会を通じて健康福祉局健康推進部健康推進課へ提出される。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・Public Medical Hub(PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・検診施設等や住民からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、直接接続ではなく、マイナポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <small>〔選択肢〕</small> 1)特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2)十分である <input type="checkbox"/> 3)課題が残されている]
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・団体内統合宛名システムでは個人番号、団体内統合宛名番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。Public Medical Hub(PMH)にアクセスする横浜市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</p> <p>Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。検診施設アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ごとのログインIDとパスワードを発行し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。 <p><団体内統合宛名システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、末端利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における対策></p> <p>権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	<p>・職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。</p> <p>・権限を有していた職員の異動又は退職情報を確認し、異動又は退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける対策></p> <p>・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。</p> <p>・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。</p> <p>・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。</p> <p>・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における対策></p> <p>・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p> <p>・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。</p> <p>・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。</p>				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>・権限を有していた職員の異動又は退職情報を確認し、異動又は退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。また、臨時の異動についても、随時更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける対策></p> <p>・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。</p> <p>・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。</p> <p>・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。</p> <p>・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における対策></p> <p>・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。</p> <p>・パスワードの有効期限を設定する。</p> <p>・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。</p>				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<p>・がん検診システムへのログイン記録、がん検診システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける対策></p> <p>・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。</p> <p>・操作履歴は一定期間、保管する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置></p> <p>・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。</p>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する際にはログインID、パスワードを必要とし、ログインIDにより操作ログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員への研修等において、事務外利用の禁止等について、意識啓発を行う。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。横浜市は、当該教育の実施について履行確認を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権限を業務単位ごとに設定することで、アクセスできる情報を制限する。 ・操作端末へのファイルのダウンロードはできない仕組みとなっている。 ・委託先には個人情報保護に関する誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・横浜市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用における他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		<p>○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <p>○横浜市は、Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。</p> <p>○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。</p>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・操作ログを取得、定期的に確認することで、不正な使用がないことを確認する。 ・横浜市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 <p>※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得し、ログイン記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を作業実績報告書に残す。 ・特定個人情報の取扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 <p>※再委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。</p>
特定個人情報の提供ルール		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。</p>
特定個人情報の消去ルール		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、必要があると認めるときはデジタル庁に報告を求めることができる。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 <p>委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[<input type="radio"/>] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	《提供・移転を行わない場合は記入不要》提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報の保護に関する法律及び横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である		

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容		<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・団体内統合宛名システムと中間サーバ間の通信は下記＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞及びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞と同一である。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 		
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク5: 不正な提供が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容		<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 　　番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること 　　その照会の必要性 　　提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞により行う。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報を提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
③安全管理規程	[十分に整備している]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
⑤物理的対策	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p>〔横浜市における措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・団体内統合宛名システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・団体内統合宛名システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存する。 <p>〔中間サーバー・プラットフォームにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 			
⑥技術的対策	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p>〔横浜市における措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を隨時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・団体内統合宛名システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。 <p>〔中間サーバー・プラットフォームにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 			
⑦バックアップ	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	〔<選択肢>〕 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容	別紙4のとおり			
再発防止策の内容	別紙4のとおり			
⑩死者の個人番号	[保管している]	〔<選択肢>〕 1) 保管している 2) 保管していない		
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</p> <p>・住民登録内だった者の分：消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過しつつ、団体内統合宛名システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p> <p>・住民登録外だった者の分：団体内統合宛名システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>			
その他の措置の内容	—			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○個人情報、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分: 住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分: 定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受診し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて団体内統合宛名システムの画面から更新する。 <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号は、当該事務にて変更した後、団体内統合宛名システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は団体内統合宛名システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・システムプログラムを作成し、期間を経過した情報の削除処理を行う。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存の後、職員立会いのもと外部業者による溶解処理を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
――	

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
団体内統合宛名ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と団体内統合宛名番号及び宛名番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：申請された内容と、健康管理システム（成人保健分野）の登録情報との確認を行う。 <p>また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p> <p>○団体内統合宛名システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○団体内統合宛名システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p>○本人から情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入しやすい書類を作成する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムから入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：データセンター内の専用線を用いて、住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、団体内統合宛名システムでの使用目的を事前に明示する。 ・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムの即時提供方式による入手及び住民基本台帳ネットワークシステムの一括提供方式による連携データをデータセンター内の専用線を用いて入手することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して団体内統合宛名システムでの使用目的を事前に明示する。 <p>○本人または本人の代理人から直接情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務において初めて個人番号を入手する際は、当該事務が番号法第9条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。 ・個人番号の提供を受けるときは番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに団体内統合宛名システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 住民登録外の者の分：業務で変更を把握した際に、隨時に団体内統合宛名システムに入力する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による連携データ入手する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <small>＜選択肢＞</small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○システム間の連携により入手する際の措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式により入手する場合は、システム間で自動的に連携する。 両システムとも団体内統合宛名システムへの連携はデータセンター内の専用線を使用する。FW、IDS等を設置し、他システム、外部ネットワークからの侵入防止措置を講じる。 ○申請書等の紙書類の管理は業務で入手した特定個人情報を記載した書類の扱いに準ずる。
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <small>＜選択肢＞</small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・団体内統合宛名システムでは個人番号、団体内統合宛名番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><団体内統合宛名システムにおける対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>○ID・パスワードの発効管理 ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ○失効管理 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p>				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<p>・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。</p>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク						
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者権限を持たない者に対する措置：団体内統合宛名システムの画面からのみファイルにアクセスできる仕組みを構築する。団体内統合宛名システムの画面においては、ファイル作成、出力機能を持たない仕組みとする。 ・管理者権限を持つ者に対する措置：原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の使用における他のリスク及びそのリスクに対する措置						
――						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認			
○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限			
[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない			
具体的な制限方法		・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者の画像と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録			
[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法		作業内容について事前に申請を受け、管理者が承認したうえで実施し、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール			
[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール			
[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 遵守の確認については、毎月業務完了報告書にて行う。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	〈選択肢〉 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 ・作業場所の外への持出禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	〈選択肢〉 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	〈選択肢〉 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[<input type="radio"/>] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="radio"/>] 定めている 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	《提供・移転を行わない場合は記入不要》提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報の保護に関する法律及び横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)					
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体内統合宛名システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ団体内統合宛名システムを使用できる仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 				
	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・団体内統合宛名システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 				
	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p><横浜市における措置></p> <p>団体内統合宛名システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>				
	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容		<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・団体内統合宛名システムと中間サーバ間の通信は下記＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞及び＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞と同一である。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 			
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
リスク5：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であることを照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行った際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>			
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク						
リスクに対する措置の内容			<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 			
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク						
リスクに対する措置の内容			<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 団体内統合宛名システムの画面からの副本への登録においては、団体内統合宛名システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 誤った相手への提供に対する措置は、＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞により行う。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 			
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 						

7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
③安全管理規程	[十分に整備している]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
⑤物理的対策	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p>〔横浜市における措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・団体内統合宛名システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・団体内統合宛名システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存する。 <p>〔中間サーバー・プラットフォームにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込するがないよう、警備員などにより確認している。 			
	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<p>〔横浜市における措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を隨時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・団体内統合宛名システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。 <p>〔中間サーバー・プラットフォームにおける措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 			
	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
⑦バックアップ	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	〔<選択肢>〕 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容	別紙4のとおり			
再発防止策の内容	別紙4のとおり			
⑩死者の個人番号	[保管している]	〔<選択肢>〕 1) 保管している 2) 保管していない		
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</p> <p>住民登録内だった者の分：消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過しつつ、団体内統合宛名システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p> <p>住民登録外だった者の分：団体内統合宛名システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>			
その他の措置の内容	—			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	〔<選択肢>〕 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○個人番号、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の方：住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の方：定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて団体内統合宛名システムの画面から更新する。 <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号は、当該事務にて変更した後、団体内統合宛名システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は団体内統合宛名システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存の後、職員立会いのもと外部業者による溶解処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
	具体的なチェック方法			
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
	具体的な内容			
2. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な方法	<p><横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>			
3. その他のリスク対策				
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>				

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
②請求方法	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送 交付の場合は送料負担が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	横浜市がん検診等情報ファイル
公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	医療局地域医療部がん・疾病対策課 住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-2453
②対応方法	窓口、電話等の問合せは随時対応し、必要に応じて対応記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	-
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和7年11月25日～12月24日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	-
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年1月28日(予定)
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議
③結果	-
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 特記事項	なし	本評価書は、令和8年度中のシステム更改後の健康増進事業に関する事務について記載している。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周疾患検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施しており、一部のがん検診については各区役所にて集団検診を実施している。	横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「 横浜市歯周病検診 」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する 医療機関等 で実施している。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一により個人番号を利用することは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表により個人番号を利用することは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2 「横浜市歯周疾患検診」 満40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。	2 「 横浜市歯周病検診 」 満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	3 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・情報連携のため、横浜市では、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナーポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アリ又は医療機関のシステムで用いることにより、検診実施医療機関において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・横浜市では、検診施設等から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。	3 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・情報連携のため、横浜市では、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナーポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アリ又は医療機関のシステムで用いることにより、検診実施医療機関において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・横浜市では、検診施設等から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	統合番号連携システム	団体内統合宛名システム	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。 (1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。	団体内統合宛名システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 団体内統合宛名番号とは、横浜市において一意に個人を特定する番号のことをいう。 (1) 団体内統合宛名番号 管理機能 団体内統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (6) 宛名番号・団体内統合宛名番号 変換機能 団体内統合宛名番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 団体内統合宛名システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び基底システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)、既存システム、 団体内統合宛名システム 等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「 団体内統合宛名番号 」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、 団体内統合宛名システム 及び 住民記録システム との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等	[○]情報提供ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	がん検診システム	健康管理システム(成人保健分野)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1 「横浜市がん検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)横浜市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 (3)統計出力機能 2 「横浜市歯周疾患検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)統計出力機能	1 「横浜市がん検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)横浜市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 (3)統計出力機能 2 「 横浜市歯周疾患検診 」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)統計出力機能	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]府内連携システム []宛名システム等 []税務システム []その他()	[]府内連携システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(住民登録システム、国民健康保険システム)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	〈追加〉	Public Medical Hub (PMH)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	〈追加〉	①雑形の登録 問診票項目、通知文言等の雑形をPublic Medical Hub(PMH)へ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー・採番依頼機能等 横浜市で管理している個人番号・受診者情報、問診情報及び検診結果をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。なお、今後「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改名予定)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	〈追加〉	③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 自治体検診の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナポータルの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く検診結果・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして問診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く問診情報を登録する。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	〈追加〉	<p>④情報連携機能(検診施設アプリ) ・識別子の格納機能 　検診施設アプリはマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナーポータル経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続する。 検診施設アプリからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナーポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。</p> <p>・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 　検診施設アプリは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナーポータル経由で、Public Medical Hub(PMH)へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く問診情報を検診施設アプリに提供する。また、検診施設等が検診結果の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub(PMH)はPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く検診結果を登録する。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	〈追加〉	[○]その他(健康管理システム、マイナーポータル、医療保険者等向け中間サーバー、検診施設アプリ)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・がん検診、歯周病疾患検診の実施に伴う情報管理のため	・がん検診、歯周病検診の実施に伴う情報管理のため	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・統合番号連携システムを通じて他都市との情報提供・照会が可能となることで、市内に転入又は転出された方の情報も他都市と共有でき、その後の検診・診療等に活用できる。	・団体統合宛名システムを通じて他都市との情報提供・照会が可能となることで、市内に転入又は転出された方の情報も他都市と共有でき、その後の検診・診療等に活用できる。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項別表</p> <p>・番号法19条6号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の102の2項 ・番号法別表第二主務省令第50条第1項</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第百十一 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第百十一 ・番号法別表第二主務省令第50条第1項</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局健康安全部保健事業課	医療局地域医療部がん・疾病対策課	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉局健康安全部保健事業課長	医療局地域医療部がん・疾病対策課長	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添1)事務の内容	がん検診システム 統合番号連携システム 健康福祉局保険事業課	<p>健康管理システム(成人保健分野)</p> <p>団体内統合宛名システム</p> <p>医療局がん・疾病対策課</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容 (備考)	<p>健康増進事業に関する事務</p> <p>① 検診対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得</p> <p>② 情報共有基盤システムを経由して、住民記録システムより取得した情報から、受診対象年齢等を抽出し、受診対象者へ個別勧奨</p> <p>③ 受診対象者が検診実施医療機関で受診</p> <p>④ 検診結果が記載されている検診票を医師会経由で医療機関から取得し、検診結果情報をがん検診システムに登録</p> <p>⑤ 情報共有基盤システムを経由して、住登外者の情報を住基ネットCS端末を利用して検索</p> <p>⑥ 登録がない住登外者のデータを、統合番号連携システムに番号を登録し、中間サーバーへ副本登録</p> <p>⑦ 検診結果情報を統合番号連携システム・中間サーバー経由で情報提供</p> <p>⑧ 検診結果情報を統合番号連携システム・中間サーバー経由で情報照会</p> <p>⑨ 個人がマイナポータルにアクセスし、自己情報を閲覧</p> <p>⑩ 検診に関する統計情報を厚生労働省へ報告</p>	<p>【健康管理システム(成人保健分野)】</p> <p>⑤検診結果情報を団体内統合宛名システムを経由して中間サーバーに連携</p> <p>⑥中間サーバーから情報提供ネットワークシステムに連携され、マイナポータルで受診状況の閲覧が可能となる。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添1)事務の内容 (備考)	〈追加〉	<p>【PMH】</p> <p>①特定個人情報の登録・管理</p> <p>・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)</p> <p>・PMHから検診結果等、必要な情報をダウンロードし、既存システムへの取込、支払等の事務処理を行う。</p> <p>・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。</p> <p>②PMHキー採番</p> <p>・PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。</p> <p>・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、③④⑤が可能となる。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添1)事務の内容 (備考)	〈追加〉	<p>③マイナポータルへの通知</p> <p>・PMHからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。</p> <p>④マイナポータルからの入力・取得(問診票・検診結果)</p> <p>・住民は、マイナポータル経由でPMHへの問診票の事前入力や、PMHから検診結果や通知情報を閲覧・取得する。</p> <p>⑤検診施設等からの入力・取得(問診票・検診結果)</p> <p>・検診施設等が検診施設アプリを利用し、マイナポータル経由で、検診時に住民から本人同意を得て、事前入力された問診票及び検診結果の閲覧/取得/入力を行う。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 []個人番号 []個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号)	・識別情報 [○]個人番号 []個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	〈追加〉	<p>・識別情報(その他識別情報)</p> <p>PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</p> <p>・検診管理番号…PMH内で検診の種類を区別するために必要となる。</p> <p>・業務関係情報(その他)</p> <p>検診情報…(自治体検診事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するため必要となる。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	横浜市健康安全部保健事業課	横浜市医療局地域医療部がん・疾病対策課	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 [○]その他識別情報(内部番号) [○]行政機関・独立行政法人等 [○]地方公共団体・地方独立行政法人 [○]民間事業者 [○]その他	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 [○]その他識別情報(内部番号) [○]行政機関・独立行政法人等 [○]地方公共団体・地方独立行政法人 [○]民間事業者(検診施設等、支払基金) [○]その他	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]電子メール [○]専用線 [○]院内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]電子メール [○]専用線 [○]院内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(医療保険者等向け中間サーバー、検診施設アプリ、マイナポータル)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ③入手の時期・頻度	住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。検診結果等が記載されている検診票については、医師会経由で各医療機関から月次単位で入手する。	<p>・住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。検診結果等が記載されている検診票については、医師会経由で各医療機関から月次単位で入手する。</p> <p>・PMHキーの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。</p> <p>・横浜市がPMHに登録した問診票の雛形に対して、住民がマイナポータル等を介して検診前に問診情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。</p> <p>・検診時に、従来の紙の問診票に代えて、検診施設等のタブレットに搭載された検診施設アプリを用いて、住民がマイナポータル等を介して検診前に問診情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ④入手に係る妥当性	<追加>	<p>(PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報)</p> <p>・外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。</p> <p>(その他:個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報)</p> <p>入手にあたって、既存事務と同様に問診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入手し、問診票の医師記入欄及び検診結果については、検診を実施する検診施設から入手する必要がある。</p> <p>・問診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、検診を受託する検診施設等で確認され、検診の可否を判断する。</p> <p>・検診施設等では、タブレットに搭載された検診施設アプリを用いた問診票の確認・検診結果のオンライン化により住民及び医療機関での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。検診施設等での本人確認後、検診施設アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証して同意することにより、問診情報を確認して問診を行い、検診後に検診結果の入力を行う。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表 横浜市がん検診実施要綱及び歯周病検診実施要綱に検診票に必要事項を記入し申し込むことを規定しており、当該検診票に個人情報の利用目的を明記している。	番号法第9条第1項 別表 横浜市がん検診実施要綱及び歯周病検診実施要綱に検診票に必要事項を記入し申し込むことを規定しており、当該検診票に個人情報の利用目的を明記している。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ⑦使用主体 使用部署	健康福祉局健康安全部保健事業課	医療局地域医療部がん・疾病対策課	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報入手・使用 ⑧使用方法	〈追加〉	<p>4. Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事業 ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受信者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを探番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。</p> <p>・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでPublic Medical Hub(PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや検診施設アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub(PMH)の問診情報及び検診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	がん検診システムの保守及び運用	健康管理システム(成人保健分野)の保守及び運用	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	〈追加〉	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	〈追加〉	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〈追加〉	[特定個人情報ファイルの一部]	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の人数	〈追加〉	[100万人以上1,000万人未満]	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	〈追加〉	横浜市がん検診の受診対象者	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	〈追加〉	Public Medical Hub(PMH)は国(デジタル庁)が構築し、横浜市が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〈追加〉	[○]その他(LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	(追加)	国(デジタル庁)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無	(追加)	[再委託する]	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑧再委託の承諾方法	(追加)	書面又は電磁的方法による承諾	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑨再委託事項	(追加)	・Public Medical Hub(PMH)の運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した検診施設アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(102の2項)	番号法第19条第8号 別表第百十一	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ○サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事業における措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された横浜市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や検診施設等及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>○特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>○クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>○既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における措置</p> <p>・横浜市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH) を用いて消去することができる。</p> <p>・横浜市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなかったため、</p> <p>・消去することができない。</p> <p>・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。</p> <p>・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	II ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)	(追加)	項目すべてが変更点です。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	○がん検診システム	○健康管理システム(成人保健分野)	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈共通〉	〈がん検診共通〉	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈子宮頸がん検診〉	〈子宮頸がん検診(細胞診検査)〉	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	<p>〈子宮頸がん検診(HPV検査)〉</p> <p>1 検診種別</p> <p>2 基本実施有無</p> <p>3 問診7</p> <p>4 視診・内診</p> <p>5 頸部採取器具</p> <p>6 検体採取用バイアル</p> <p>7 HPV検査名</p> <p>8 HPV検査:判定</p> <p>9 HPV検査:判定不能再検査</p> <p>10 HPV検査:再検査</p> <p>11 HPV検査:結果</p> <p>12 標本の適否</p> <p>13 標本の適否:不適正再検査</p> <p>14 標本の適否:不適正再検査結果</p> <p>15 細胞診断</p> <p>16 受診券番号</p> <p>17 判定</p> <p>18 結果通知方法</p> <p>19 結果説明年月日</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	○がん検診システム ○統合番号連携システム 2 統合番号 4 業務固有番号	○健康管理システム(成人保健分野) ○団体内統合宛名システム 2 団体内統合宛名番号 4 宛名番号	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	特定個人情報の入手にあたっては、検診実施医療機関の窓口等で本人確認を実施したうえで行っており、検診票等も必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。	<p>○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と団体内統合宛名番号及び宛名番号の正確な紐付けを担保する。</p> <p>・住民登録外の者の分：特定個人情報の入手にあたっては、検診実施医療機関の窓口等で本人確認を実施したうえで行っており、検診票等も必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。</p> <p>また、住民登録外の者については、統合端末を用いて本人確認を行うか、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	(追加)	<p>○Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事業における措置 ・検診施設等の受付窓口で本人確認の後、検診施設アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、検診施設アプリでの入力は、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPublic Medical Hub (PMH)へ連携される。</p> <p>・本人が、マイナポータルへログインし、問診情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。</p> <p>・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工されることなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	(追加)	<p>○団体内統合宛名システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。</p> <p>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</p> <p>・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p> <p>○Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事業における措置 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。</p> <p>・検診施設等から検診施設アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステム的に制御している。</p> <p>・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステム的に制御している。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(追加)	<p>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。</p> <p>・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	(追加)	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事業における措置については、Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の真正性確認の措置の内容</p>	<p>上記にて入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、統合番号連携システムを通じて、個人番号を照合する。</p>	<p>上記にて入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、団体内統合宛名システムを通じて、個人番号を照合する。</p> <p>Public Medical Hub(PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 収集した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づいて、統合番号連携システムを通じて、個人番号を照合する。</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 収集した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づいて、団体内統合宛名システムを通じて、個人番号を照合する。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容</p>	<p>・検診を実施した後の検診票は、がん検診については実施医療機関から横浜市医師会を通じて、がん・疾病対策課へ提出され、歯周病検診については横浜市歯科医師会を通じて健康福祉局健康推進部健康推進課へ提出される。</p> <p>・検診を実施した後の検診票は、実施医療機関から横浜市医師会及び歯科医師会を通じて、保健事業課へ提出される。</p>	<p>・検診を実施した後の検診票は、がん検診については実施医療機関から横浜市医師会を通じて、がん・疾病対策課へ提出され、歯周病検診については横浜市歯科医師会を通じて健康福祉局健康推進部健康推進課へ提出される。</p> <p>・検診施設等や住民からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、直接接続ではなく、マイナーポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な無い情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。</p> <p>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。</p> <p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	<p>・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。</p> <p>・団体内統合宛名システムでは個人番号、団体内統合宛名番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。</p> <p>・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な無い情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	〈追加〉	<p>Public Medical Hub(PMH)にアクセスする横浜市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。</p> <p>検診施設アプリや住民からマイナーポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>＜団体内統合宛名システムにおける対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。 <p>＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・横浜市は、Public Medical Hub (PMH) のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH) のログインはユーザーID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH) へのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH) における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH) への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。 	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>＜団体内統合宛名システムにおける対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 <p>＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) へのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。 	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>＜団体内統合宛名システムにおける対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 <p>＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行つ。 	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>＜団体内統合宛名システムにおける対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。 <p>＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。 	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。横浜市は、当該教育の実施について履行確認を行う。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub(PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・横浜市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するため暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 ○横浜市は、Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。 ○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	〈追加〉	・横浜市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	〈追加〉	・特定個人情報の取扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先の提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	〈追加〉	・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	〈追加〉	<p>〈Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置〉</p> <p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項 	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	<p>個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 <p>〈Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置〉</p> <p>・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、必要があると認めるときはデジタル庁に報告を求めることができる。 	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他措置の内容	〈追加〉	<p>・委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <p>委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	〈横浜市における措置〉 ○統合番号連携システムの画面において、・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックデジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	<p>〈横浜市における措置〉</p> <p>○団体内統合宛名システムの画面において、・番号法第9条に定められた事務担当者のみ団体内統合宛名システムを使用できる仕組みを構築する。</p> <p>・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p> <p>・個人番号、団体内統合宛名番号等の番号入力時は、チェックデジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。</p> <p>・団体内統合宛名システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p>	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム のサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・ 団体内統合宛名システム と中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。	<横浜市における措置> 団体内統合宛名システム では情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム のサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・ 団体内統合宛名システム と中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム の画面からの副本への登録においては、 団体内統合宛名システム の職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム の画面からの副本への登録においては、 団体内統合宛名システム の職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム の画面からの副本への登録においては、 団体内統合宛名システム の職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (5)物理的対策 具体的な対策の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・ 団体内統合宛名システム のサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・ 団体内統合宛名システム では端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (6)技術的対策 具体的な対策の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。	<横浜市における措置> ・ 団体内統合宛名システム の画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (⑩)死者の個人番号 具体的な保管方法	・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。 ・住民登録内だった者の分: 消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。 ・住民登録外だった者の分: 統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。	・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。 ・住民登録内だった者の分: 消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、 団体内統合宛名システム を使用する全業務で不要となるまでの間保管する。 ・住民登録外だった者の分: 団体内統合宛名システム を使用する全業務で不要となるまでの間保管する。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	○個人番号、4情報 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。 ○4情報以外 ・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。	○個人番号、4情報 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて 団体内統合宛名システム の画面から更新する。 ○4情報以外 ・ 宛名番号 は、当該事務にて変更した後、 団体内統合宛名システム へ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は 団体内統合宛名システム には保存しないため、古い情報のまま保管することはない。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	III リスク対策(プロセス)(団体内統合宛名ファイル)	追加	団体内統合宛名ファイル追加に伴うリスク対策項目の追加です。すべてが変更点です。	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉局健康安全部保健事業課 住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-2453	医療局地域医療部がん・疾病対策課 住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-2453	事前	健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参画に伴う修正

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 令和4年11月11日	本市施設の運営委託業者の再委託者が、電車内で社用パソコン入りの荷物の盗難に遭い、当該パソコン内に保存されている施設利用者等の個人情報を紛失した。	528件	委託先に対して、委託約款に定められた個人情報の適切な取扱いを徹底とともに、持ち出し可能な媒体に個人情報を保存しない等個人情報に関するリスク管理の徹底するよう指導する。 当該指導を受け、委託先においては、パソコン内にはデータを置かず、ファイルサーバに保存する運用とし、パスワードの二重化、強度の見直し等のセキュリティ対策を講じる。
2 令和5年9月11日	財政局において、「特別徴収個人別明細表」を本来送付すべきではない会社に送付してしまった。	217件	封筒の宛名作成の際には、会社ごとに付番している指定番号により送付先の検索を行なうことを徹底する。また、このルールについて、研修等により改めて周知・徹底する。
3 令和6年1月15日	区役所で保管していた、自動車臨時運行許可申請書のファイルを1年度分誤廃棄した。	240件	課内で行政文書の廃棄に係るルールの再確認を実施し、行政文書の保管場所、保管方法の見直しを行なった。 また、文書廃棄の際に使用するチェックリストを作成し、2名以上で廃棄対象文書であることを確認しながら廃棄することを徹底する。
4 令和6年5月1日	区役所で保管していた、令和元年度に支給手続を行った介護保険の高額合算療養費に関する申請書等(特定個人情報を含む)を紛失した。誤廃棄をした可能性が高いと考えられる。	2,559件	廃棄文書の保管箱に、廃棄年度ごとに色の違うテープを貼り、廃棄の時期を視覚的に明確にする。 また、廃棄文書目録と対象文書を複数の職員で突合することを徹底する。
5 令和6年5月7日	こども青少年局で運営しているWEBサイト上で、WEBサイトの設定誤りにより、表示する必要のない市民の氏名が表示される状態となっていた。	1,665件	本市と事業者で、WEBサイト上の全機能について点検を行なった。 サイト開設等を行う際は、稼働前の確認・テストを両者で徹底する。
6 令和6年5月15日	医療要否意見書を誤送付した。	2件	医療券等の発行から封入までの作業を、1件ずつ行なうことを徹底する。また、封緘の際には、1件ずつ封筒から全ての書類を出した上で、複数名で声出して確認する。
7 令和6年5月15日	障害福祉サービス関係書類を紛失した。	8件	サービス利用者名簿に、計画案の受領日を記載する欄を設け、受領の都度、記録する。 受領した書類は決められた保管場所で保管することを周知した。
8 令和6年5月15日	自立支援医療診断書を紛失した。	2件	診断書等の重要書類は、受理簿に收受の記録を記載し、処理が完了するまで、処理の進捗状況と書類の所在を確認する。
9 令和6年5月15日	こども青少年局で、市内法人等と個人情報のやり取りを行っているクラウドサービス上で、閲覧権限の設定ミスにより、法人が、無関係な者の個人情報を閲覧できる状態となっていた。	468件	クラウドの権限設定等を変更する場合には、設定内容に誤りがないかを複数人で確認するよう徹底する。 また、誤った権限を設定してしまった場合には、閲覧に制限がかかるよう、クラウドサービスの設定を修正した。
10 令和6年6月17日	妊娠健康診査助成関係書類を誤送付した。	1件	・返却する書類は、速やかに個別に発送する。 ・発送先一覧表を作成し、ダブルチェックに活用する。 ・実施済の措置も含め、マニュアルに明記し、周知・徹底する。
11 令和6年6月17日	特定医療費支給認定申請書を誤送付した。	1件	・ファイルの書類を出し入れする際に、申請者情報の突合を徹底することとした。 ・ダブルチェックの必要性を再確認し、定期的に周知する。

12	令和6年6月17日	自立支援医療支給認定申請書類を誤交付した。	1件	システムから出力される申請書類を、交付時に申請者と確認した上で手続を行うことを周知した。
13	令和6年6月17日	特別児童扶養手当関係書類を紛失した。	1件	紛失したような書類を送付する際には、専用の封筒(鍵付き)を使用し、他の封筒との弁別を図ることで、到達後の他の書類との混入や運搬中の誤配達を防ぐ。
14	令和6年6月17日	身体障害者手帳交付申請関係書類を紛失した。	3件	・受理した申請書類は、すぐに所定の場所に保管し、自席等に置いたまま他の事務処理を行うことがないように周知・徹底した。 ・受理簿と保管場所内の申請書類を突合し、所在不明の申請書類がないかを定期的にチェックする事務をマニュアルに追加した。
15	令和6年7月16日	主治医意見書作成依頼書を誤送付した。	2件	送付物のダブルチェックの方法を明確化、統一化して、これを組織内で周知した。 送付物を作成、封入れした職員と別の職員が封筒の中身を引き抜き、何が封入れされているべきであるかを、封入れした職員に確認した上で、書類を1枚ずつめくり、正しい書類が入れられているかを確認することとした。
16	令和6年7月16日	愛の手帳関係書類を紛失した。	2件	配達物受理簿を作成し、記録を残すようにした。 「一時保管場所」「自席保管はしない」という個人情報を含む書類管理の基本を、改めて所属内で周知・徹底していく。
17	令和6年8月15日	障害者(児)住環境整備事業に関する建築専門員の派遣依頼書を添付したメールを過年度の依頼先に誤送信した。	2件	・当該事業の依頼先の変更について課内で情報共有を行った。 ・当該事業で使用している課共有の紙ファイル内に、依頼先の変更に関する注意喚起書面を挟み込んだ。 ・事務マニュアルを更新し、注意喚起の文言を掲載した。 ・過年度までの依頼先にメールアドレスの利用停止を要請した。
18	令和6年8月15日	医療券等を誤送付した。	1件	・電話で医療券の発行の依頼を受けた際は、医療機関コードを必ず確認し、コードと医療機関名等複数要素を照合して情報を入力する。 ・医療券発行時は、システムにコードを入力して検索し、発行するという取扱いに統一する。
19	令和6年8月15日	障害児を対象とした助成制度の決定情報書類を添付したメールを誤送信した。	2件	助成決定情報を送付する際には、申請書類(原本)を複数人で確認することとした。
20	令和6年8月15日	要介護認定に係る書類を誤交付した。	2件	窓口交付の際の手順を職場内で再度確認した。 交付書類作成時のダブルチェック及び事業所担当者との交付内容の確認を徹底するよう注意喚起した。
21	令和6年8月15日	愛の手帳関係書類を紛失した。	2件	・担当者不在時に受理した郵便は、特定の場所で保管することを徹底した。 ・担当者への引継ぎには受理簿を使用し、引継日と受理文書内容をダブルチェックし、担当者が確認印を押すようにした。
22	令和6年8月15日	障害福祉サービス等支給申請書類を紛失した。	2件	・書類を受理した職員が担当職員へ渡す際、職員毎に設置された専用の保管場所へ置く運用に変更する。また、担当職員へ引き継がれた記録を、「管理リスト」で記録する。 ・書類の担当職員への配付は、窓口担当者ではない者が行う業務分担に変更する。

23	令和6年8月15日	医療機関から提出される療養費支給申請書の受け付・審査等の事務の受託者が、区役所に申請書等を送付する際、A様の申請書に誤ってB様の書類を添付した。 区役所は誤りに気付き、受託者に返送したが、受託者は、申請書等を提出した医療機関が誤って添付したものと誤認し、当該医療機関へ申請書等を送付したため、当該医療機関へB様の個人情報が漏えいした。	2件	①受託者に対して、書類審査時に、混入防止のため申請書等を申請者単位でホチキス留めして処理するように指示を出した。 ②区役所において、誤添付が発見された場合は、ミスの原因が受託者なのか医療機関なのかを確認することとした。その際には、申請書類の情報に基づきシステム検索を行い、申請者を明らかにすることで、添付すべき申請書が受託者に届いているのかどうかを確認する運用とした。
24	令和6年9月17日	産後母子ケア事業利用関係書類を誤送付した。	3件	・申請書等の記載内容について複数名で確認する。 ・当該事業についてのチェックリストを作成し、定期的に係内で進捗状況等について確認する。
25	令和6年9月17日	障害児福祉手当関係書類を誤送付した。	1件	書類を修正した場合は、改めてダブルチェックを行うことを徹底した。
26	令和6年9月17日	精神障害者保健福祉手帳を紛失した。	1件	・誤廃棄した可能性があるため、作業スペース付近にあった廃棄予定書類を入れておく箱に蓋を設置し、誤投入されるのを防ぐ等、誤廃棄が発生しづらいうように、職場環境を整えた。
27	令和6年10月15日	生活保護関係書類(ダブルチェックに使用したシステム画面のハードコピー)を混入した。	1件	・システム画面のハードコピーを出力することを禁止し、システム画面と送付書類を突合してダブルチェックを実施することとした。 ・書類を保管、管理する際に、個別のクリアファイルに入ることや一名分ずつダブルクリップで束ねる等、複数人の書類が混じらないように管理することとした。
28	令和6年10月15日	精神障害者保健福祉手帳関係書類を誤送付した。	1件	申請書の送付先欄を蛍光ペン等で目視で分かる形で、複数回に渡り確認し、「住所」と「送付先」が違う場合を見落とさないようなスキームとした。
29	令和6年10月15日	介護保険関係書類を誤送付した。	2件	送付する書類に混入がないかダブルチェックを行った後に、間を開けずに封入・封かん・発送作業を行う運用に変更した。
30	令和6年10月15日	結核定期病状調査報告書を誤送付した。	1件	・記入漏れの書類は、担当者以外が補記をしないことをマニュアルに追記した。 ・ケース記録の記載項目及び記載方法を統一し、ケース記録と報告書を確実にダブルチェックできる文書形式とする。 ・報告書の作成を医療機関に依頼する際の起案の確認者に、報告書の担当者を追加する。
31	令和6年10月15日	要介護認定に係る書類を誤交付した。	2件	・書類のチェック時に、事業者名が記載されたファイルと突合し、提供先を確認した後に封入する。 ・書類の提供時に、事業者と書類を確認し、受領サインもらう。
32	令和6年10月15日	郵便物の振り分け誤りにより受診結果報告書を誤返却した。	3件	・宛先が分からぬ郵便物は一通ごとに開封から封入まで行うよう周知した。 ・一度開封した郵便物は、疑義等があった際に総務課に返却する旨の案内を、封筒に貼り付けて所管部署に送付する運用とした。
33	令和6年10月15日	生活保護関係書類を紛失した。	5件	ケースファイル持ち出しの際のルールを、下記のとおり定めた。 ・持ち出す時と返却時に記録をする。 ・持ち出し中は棚にクリアファイルを差し込み、持ち出し中であることを明示し、戻す場所を明確にする。

34	令和6年10月15日	特定医療費受給者証を誤送付した。	2件	受託者に対して以下のように対応した。 ・システムの変更処理を行う際に、正しい対象者の画面が表示されているかの確認を徹底するよう指導した。 ・ダブルチェックの方法の周知と研修を再実施した。
35	令和6年11月15日	障害者(児)日常生活用具申請関係書類(ダブルチェックに使用した書類)を誤送付した。	8件	・ダブルチェック用の書類をクリップボードに挟んで渡す。 ・ダブルチェック後は、チェックの依頼者に一覧表を返却する。
36	令和6年11月15日	障害支援区分認定用医師意見書を誤交付した。	1件	交付前のダブルチェックする項目をリスト化し、それに基づいてダブルチェックを徹底するように課内に周知した。
37	令和6年12月16日	放課後児童健全育成事業関係様式を誤送付した。	1件	・様式の提供を求められた際は、様式を掲載しているウェブページを案内することとした。 ・メールで送付する場合は、宛先だけでなく、添付ファイルを開いてダブルチェックすることを徹底するよう周知した。
38	令和6年12月16日	障害支援区分認定用医師意見書作成依頼書を誤送付した。	1件	・事務の流れとダブルチェックにおけるチェック項目、確認方法等を再確認し、指差しや声出しによるチェックを確実に行うよう、課内に周知した。
39	令和6年12月16日	精神障害者保健福祉手帳を誤交付した。	1件	手帳交付時の本人確認の方法等を朝礼時や研修により改めて周知した。
40	令和6年12月16日	精神障害者保健福祉手帳関係書類を対象者の前住所宛に送付し、書類が所在不明となった。	1件	・システムで送付先の変更処理を行う際の注意点を周知した。 ・受付確認票の本人控えを申請者に交付する際に、記載された送付先が正しいかを、双方で確認する。
41	令和7年1月15日	調剤券を誤送付した。	1件	システムで対象者や関係機関を検索する際は2要素(名称+電話番号等)を入力することを改めて周知した。
42	令和7年1月15日	精神障害者保健福祉手帳を誤交付した。	1件	・手帳台紙をカバーに収納した上で交付台帳と突き合わせる。別の職員が、手帳と台帳を合算する。 ・交付時に、カバー内の手帳台紙が一人分のみであることを交付相手と確認する。
43	令和7年1月15日	補装具費支給券等を紛失した。	1件	管理簿に、補装具費支給券を收受した日を記載することとした。
44	令和7年2月17日	生活保護関係書類を誤送付した。	1件	ダブルチェックの方法や、ダブルチェックを行う作業場所について見直し、その結果を部署内で周知した。
45	令和7年2月17日	出産育児一時金に係る支給決定通知書を誤送付した。	1件	入力すべき情報と実際にシステムに登録された情報が一致しているかダブルチェックをする。
46	令和7年3月17日	介護保険認定申請書を紛失した。	2件	窓口で申請書類を置く場所(箱)を定めた。
47	令和7年4月15日	障害福祉サービス関係書類を誤送付した。	1件	・印刷した資料の混入防止について対策方法を定め、ダブルチェックの手法の明確化と改善を行った。
48	令和7年4月15日	障害福祉サービス関係書類を誤送付した。	2件	・書類を送付する際は、必ずダブルチェックを行うこととする。 ・システムで対象者を検索する際に、二要素以上(名字+生年月日等)を入力して検索し、他の者との混同を防ぐ対策を取ることとする。

49	令和7年4月15日	結核医療費公費負担決定通知書等を誤送付した。	1件	・様式を修正し、手入力の項目をできるだけ少なくした。 ・送付物のダブルチェック時に確認すべき内容と項目を明確化した。
50	令和7年4月15日	要介護認定に係る書類を誤送付した。	1件	・コピー機のステープル機能を使用し、印刷した書類を個人別に綴じるようにした。 ・ダブルチェックの際には、全ての頁を確認し、交付時にも同様の確認を求める。
51	令和7年4月15日	介護保険認定に係る書類を紛失した。	1件	申請書等の紛失を防止するため、書類は自席等に保管せず、所定の書架等に保管することを徹底するよう、改めて周知した。
52	令和7年4月15日	乳がん検診票の控えを紛失した。	1件	受託者に対して、検診票等の郵送時には、必ず記録が残る方法で郵送することを周知した。
53	令和7年5月15日	補装具費支給券を誤送付した。	1件	・システムへの入力完了後、チェックリストに基づき入力内容を確認する。 ・確認者は、送付先事業者に誤りがないことを確認する。
54	令和7年5月15日	医療券を誤送付した。	1件	郵便物を送付する際は、チェック用紙に基づき宛先と内容物を読み上げ、ダブルチェックを徹底する。
55	令和7年5月15日	主治医意見書を誤送付した。	2件	書類準備時のシステム操作について見直した。 交付前の確認を3回行うフローに変更した。
56	令和7年5月15日	自立支援医療支給認定申請書等を紛失した。	1件	受付書類の一時保管場所を設置し、クリアホルダーに入れて管理することにした。
57	令和7年5月15日	ケアプラザにおける認定調査票等を誤送付した。	2件	・発送前の書類の保管について、利用者ごとにクリアファイルに分別した上で、送付先ごとの箱に入れて保管することとした。 ・ダブルチェックについて、チェック項目を設定した。
58	令和7年6月16日	医療券等を誤送付した。	1件	課内職員に対し、医療券を封入する際のダブルチェックをするように周知した。
59	令和7年6月16日	医療要否意見書を誤送付した。	1件	書類交付時に交付対象者に住所、氏名、生年月日を口述してもらい、交付書類の内容と照合することとした。
60	令和7年6月16日	要介護認定に係る書類を誤送付した。	3件	書類を交付する際は、申込者と提供内容に間違いがないか確認したうえで受領サインを貰う。 手交時の確認事項を明確化し、職場内で周知徹底する。
61	令和7年6月16日	自立支援医療支給認定申請書等を紛失した。	1件	一部事務を当該担当職員の机で行わずに、別の場所で行うことにして、電話及び窓口対応を行わず、事務終了まで続けて作業するようルール化した。
62	令和7年6月16日	ケアプラザにおける介護保険申請に係る処理を誤った。	1件	代理で申請を行う際には通院が確認できる書類を提示してもらい、申請書類の記載終了後、申請者等に記載内容を確認してもらうこととした。
63	令和7年6月19日	健康福祉局において、本市ホームページに掲載している生活保護法指定医療機関一覧を更新した際に、誤って個人情報が含まれた状態の一覧表を掲載してしまった。	12,299件	一覧表をシステムから出力する際には、手順書を遵守することを徹底し、作成したファイルを別の職員が必ず確認する。 また、ホームページ掲載時に確認すべき点をまとめたチェックリストを作成し、複数名で掲載内容の確認を行う。

64	令和7年7月15日	要介護認定に係る書類を誤送付した。	3件	封入れ時及びダブルチェック時の確認方法を明確化、統一化して、これを課内で周知した。
65	令和7年7月15日	がん検診関係書類を誤送付した。	1件	・ダブルチェック票を改善し、封入封緘のダブルチェックの手順を明確にした。 ・書類を返却しないルールをマニュアルに記載し、担当内で徹底した。
66	令和7年8月15日	医療券等を誤送付した。	1件	・専用のメモ用紙を用い、複数の項目を確認した上で医療機関を特定する。 ・システムから医療券を発券する際にも、複数項目を入力しての検索を徹底するよう、改めて周知した。
67	令和7年8月15日	開示請求関係書類を誤送付した。	1件	確認時と送付時に同じ書類をチェックし、ダブルチェックを行う際にもその点に注意を払う。
68	令和7年8月15日	入院措置解除通知書を誤送付した。	1件	ダブルチェック時に確認する項目の共有など改めて課内で共有を行った。
69	令和7年8月15日	薬剤情報提供書を誤交付した。	1件	別の児童の書類が混入しないよう、児童ごとにクリアケース等で書類を分けて保管し、交付前にはダブルチェックを行う。
70	令和7年9月13日	区役所で実施したアンケート調査の結果を、オープンデータとしてホームページに掲載していたが、個人情報が含まれた状態のデータを誤って掲載していた。	648件	・ホームページの掲載データの作成にあたっては、個人情報を含まないよう作成し、ホームページへの掲載に当たつても、責任職による承認作業の前に、データ作成担当職員とは別の職員がダブルチェックを行うこととした。
71	令和7年9月16日	情報共有システムにおける保育関係書類を誤送信した。	157件	・情報共有アプリを用いて各施設にお知らせを送信する際には、資料等を添付しないこととした。
72	令和7年9月16日	放課後キッズクラブ関係のメールの誤送信	32件	・受信メール返信を基本としたメール作成、メール件名及びファイル名への送付先法人名称を記載することとした。 ・データへのパスワードによる適切な保護設定の実施及び確認の徹底
73	令和7年9月16日	福祉特別乗車券負担金に係る書類を誤送付した。	1件	様式の変更により係間連携が確実に行われるようにしていく。
74	令和7年9月16日	有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書を紛失した。	3件	誤交付を防ぐため、複写式の申請書を切り離す際、区保管分の書類を今まで受付背面の戸棚に収納していた作業手順を改め、その場で専用ファイルに綴ることとした。
75	令和7年9月16日	放課後等デイサービス利用申請関係書類を紛失した。	2件	窓口面接終了前に提出された書類を再確認するよう徹底する。 提出書類の混入や誤廃棄の防止に注意を払う。
76	令和7年9月16日	精神障害者保健福祉手帳申請に係る診断書を紛失した。	2件	対応した所管課において、業務に関連のない書類を預からないことを徹底し、預かった場合は、個人ファイルに保管することを徹底する。
77	令和7年10月15日	小児慢性特定疾病医療給付認定に係る書類を誤送付した。	4件	送付ラベルを作成する際に、保険者名称だけでなく、保険者番号も併せて確認し、作成することとした。 送付ラベルの作成を止め、送付文にデータベースから保険者住所を自動で転記して、窓空き封筒を利用して発送することとした。

78	令和7年10月15日	情報共有システムで保育関係書類を誤送信した。	177件	担当職員に対して、本事案について共有し、個人情報の取扱いについて留意するよう改めて周知した。 また、当該アプリで個人情報を送信する際のルールを策定する。
80	令和7年10月15日	生活保護関係書類を誤送付した。	2件	給付要否意見書の宛先は機関名のみの記載であるため、作成者は住所も記載された宛名シートをシステムから発行、添付し、住所と機関名の2点でダブルチェックするようにした。
81	令和7年10月15日	重度障害者医療証を誤送付した。	1件	送付先の変更申出書を受理した際には、ダブルチェックをしながら、システムに入力し、入力後に出来される送付先異動入力確認票を申出書に添付して一緒に保管することにした。
82	令和7年10月15日	特別障害者手当関係書類を誤送付した。	1件	通知書の印刷・封入・封緘作業の業務工程を確認し、ミスが発生する可能性がある工程を修正した。
83	令和7年10月15日	精神障害者保健福祉手帳を誤交付した。	1件	送付された手帳と交付予定者リストを突合して確認し、一人分ずつクリアポケットに入れて保管する運用とした。
84	令和7年10月15日	障害福祉サービス関係書類を紛失した。	3件	障害福祉サービス更新申請について、引継ぎ簿を経由して担当職員へ申請書類を引き継ぐ運用に変更した。また、申請情報をエクセルに入力した後、責任職がダブルチェックを行う運用とした。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	健康増進事業に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
横浜市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
横浜市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】
公表日
令和4年3月2日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業に関する事務		
②事務の内容 ※	<p>横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周疾患検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施しており、一部のがん検診については各区役所にて集団検診を実施している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)別表第一により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、主務省令に定めるもののうち次の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 「横浜市がん検診」 横浜市の死亡原因の第1位であるがんを早期に発見し治療に結びつけることで、がんによる死亡を減少させることを目的として、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、5つのがん(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)に係る検診及び精度管理を実施している。</p> <p>2 「横浜市歯周疾患検診」 満40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。</p> <p>具体的には、上記の事務につき、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診者管理等を行う業務 ・実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・地域保健・健康増進事業報告等に必要な統計業務 		
③対象人数	[30万人以上]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1			
①システムの名称	統合番号連携システム		
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム	
	[○] その他 (中間サーバー、既存業務システム)		

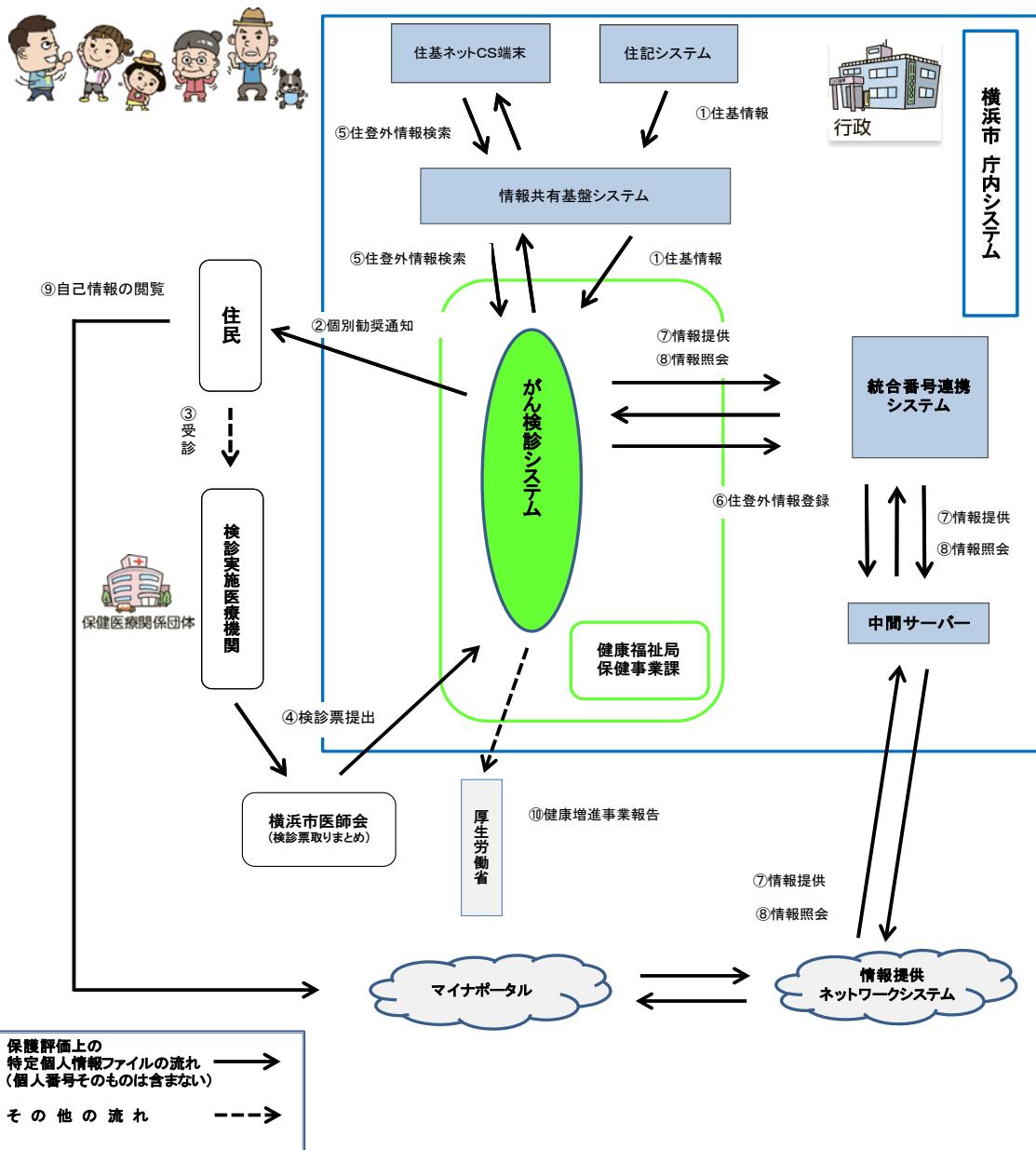
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能のみ使用する。</p> <p>(1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	がん検診システム
②システムの機能	<p>1 「横浜市がん検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)横浜市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 (3)統計出力機能</p> <p>2 「横浜市歯周疾患検診」 (1)受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 (2)統計出力機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	<p>情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。</p> <p>(1)統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。</p> <p>(2)データ連携機能 住民記録システム、新税務システム等と連携する機能。</p> <p>(3)データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(4)個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p> <p>(5)システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (基盤関連システム)</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・検診対象者に向けたクーポン券等の個別通知の発行や検診受診者の結果情報管理のため ・がん検診、歯周疾患検診の実施に伴う情報管理のため
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやスマートフォンを通じて、市民が自身のがん検診等の情報をマイナポータルを通じて自己情報の閲覧できる。 ・統合番号連携システムを通じて他都市との情報提供・照会が可能となることで、市内に転入又は転出された方の情報も他都市と共有でき、その後の検診・診療等に活用できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の102の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の102の2項 ・番号法別表第二主務省令第50条第1項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康安全部保健事業課
②所属長の役職名	健康福祉局健康安全部保健事業課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

検診対象者への受診勧奨、受診結果の管理・保管に関する事務



(備考)

健康増進事業に関する事務

- ① 検診対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得
- ② 情報共有基盤システムを経由して、住民記録システムより取得した情報から、受診対象年齢等を抽出し、受診対象者へ個別勧奨
- ③ 受診対象者が検診実施医療機関で受診
- ④ 検診結果が記載されている検診票を医師会経由で医療機関から取得し、検診結果情報をがん検診システムに登録
- ⑤ 情報共有基盤システムを経由して、住登外者の情報を住基ネットCS端末を利用して検索
- ⑥ 登録がない住登外者のデータを、統合番号連携システムに番号を登録し、中間サーバーへ副本登録
- ⑦ 検診結果情報を統合番号連携システム・中間サーバー経由で情報提供
- ⑧ 検診結果情報を統合番号連携システム・中間サーバー経由で情報照会
- ⑨ 個人がマイナポータルにアクセスし、自己情報を閲覧
- ⑩ 検診に関する統計情報を厚生労働省へ報告

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	横浜市がん検診及び横浜市歯周病検診の受診対象者
④記録される項目	<p>[<input type="checkbox"/> 100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="radio"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input checked="" type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="radio"/>] 健康・医療関係情報</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 災害関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
その妥当性	<p>1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報: ・健康・医療関係情報…検診受診結果を管理するために保有 ・医療保険関係情報…国民健康保険の加入者と非加入者に分けて個別の受診勧奨文書を送付するために保有</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成25年5月31日
⑥事務担当部署	横浜市健康安全部保健事業課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人		
	[<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署	(市民局窓口サービス課、健康福祉局保険年金課)	
	[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等	()	
	[<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人	()	
	[<input type="checkbox"/>] 民間事業者	()	
②入手方法	[<input checked="" type="radio"/>] 紙	[<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ
	[<input checked="" type="radio"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム		
	[<input type="checkbox"/>] その他	()	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。検診結果等が記載されている検診票については、医師会経由で各医療機関から月次単位で入手する。		
④入手に係る妥当性	個人を特定し、適正に検診結果等のデータ情報を管理する必要がある。		
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一 横浜市がん検診実施要綱及び歯周疾患検診実施要綱に検診票に必要事項を記入し申し込むことを規定しており、当該検診票に個人情報の利用目的を明記している。		
⑥使用目的 ※	横浜市がん検診及び横浜市歯周病検診の適正な実施のため		
⑦使用の主体	変更の妥当性	—	
	使用部署 ※	健康福祉局健康安全部保健事業課	
	使用者数	<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※	1 検診受診者管理に関する事務 ・検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、受診履歴・検診結果等を管理する。 ・検診受診履歴、結果等の統計を作成する。 2 検診実施医療機関への委託料の支払いに関する事務 ・検診実施機関からの報告・請求に基づき支払い事務を行う。 3 検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、受診勧奨等を実施する。		
⑨使用開始日	情報の突合 ※	検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。	
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。	
	権利利益に影響を与える得る決定 ※	検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 検診の受診履歴、受診動向等から分析し、郵送等による個別の受診勧奨の実施などを検討・実施する。	
⑩使用終了日	平成25年5月31日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件		
委託事項1	横浜市がん検診システム保守パッケージ委託		
①委託内容	がん検診システムの保守及び運用		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]		
対象となる本人の範囲 ※	横浜市がん検診の受診対象者		
その妥当性	業務内容が受診対象者全員に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。		
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [10人未満]		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人情報の取り扱いを許可している事務室内でのシステム操作)		
⑤委託先名の確認方法	市報での広告又は横浜市Webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。		
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社 東京営業所		
⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]		
再委託	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(102の2項)	
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令の定めるもの	
③提供する情報	がん検診・歯周疾患検診に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の検診対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・検診票等の紙媒体で入手した書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1年未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1年</td> <td style="text-align: center;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4) 3年</td> <td style="text-align: center;">5) 4年</td> <td style="text-align: center;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	市文書規程に基づく													
③消去方法		<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データ：住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に情報を入手しており、提供元システムで削除されることで、削除対象をシステムで判定され、削除処理によりシステムにて削除する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙書類：検診票等の紙媒体で入手した書類は外部業者による溶解処理を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 												

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○がん検診システム

〈共通〉		26 体の調子(4)区分	3 病歴・2
1	処理年月	27 体の調子(4)内容	4 病歴・3
2	シーケンスNO	28 体の調子(5)区分	5 病歴・4
3	請求年月	29 体の調子(5)内容	6 病歴・5
4	減免区分	30 体の調子(6)区分	7 病歴・年
5	受診年月日	31 体の調子(6)内容	8 病歴・月
6	スクランブル整理番号	32 体の調子(7)	9 治療中の病気
7	カナ氏名	33 体の調子(8)	10 症状・区分
8	漢字氏名	34 体の調子(9)	11 症状・1
9	性別	35 体重	12 症状・2
10	生年月日	36 たばこ	13 症状・3
11	年齢	37 酒区分	14 症状・4
12	郵便番号	38 酒内容	15 ピロリ菌
13	住所	39 コーヒー区分	16 ピロリ菌・年
14	電話番号	40 コーヒー内容	17 ピロリ菌・月
15	医療機関所在区	41 妊娠	18 たばこ
16	医療機関CD	42 過去歴	19 たばこ・本数
17	医療機関名	43 所見・小嚢短縮	20 酒・区分
〈胃がん検診(エックス線検査)〉		44 所見・胃角変形	21 酒・内容
1	基本実施有無	45 所見・嚢入	22 妊娠
2	乳がん実施有無	46 所見・狭窄	23 過去歴
3	子宮がん実施有無	47 所見・拡張不全	24 過去・年
4	受診者の希望	48 所見・球部変形	25 過去・月
5	家族歴区分	49 所見・球部不明	26 内視鏡所見
6	家族歴(1)	50 所見・ニッセ	27 経路
7	家族歴(2)	51 所見・辺縁不整	28 撮影法
8	家族歴(3)	52 所見・辺縁硬直	29 生検ありの場合
9	病歴区分	53 所見・陰影欠損	30 指示
10	病歴・胃かいよう	54 所見・レリーフ粗大・乱れ	31 画像の網羅性
11	病歴・十二指腸かいよう	55 所見・レリーフ集中	32 画像の条件・1
12	病歴・腸閉そく	56 所見・レリーフ断裂	33 画像の条件・2
13	病歴・胃ポリープ	57 所見・その他	34 画像の条件・3
14	病歴・胃けいれん	58 所見・エリア不整	35 画像の条件・4
15	病歴・慢性胃炎	59 がん検診判定	36 画像の条件・5
16	病歴・胃がん	60 自院他院	37 空気量
17	病歴・その他の胃腸疾患	61 がん以外の疾病1	38 総合評価
18	手術歴	62 がん以外の疾病2	39 二次内視鏡所見
19	治療	63 がん以外の疾病3	40 二次指示
20	体の調子(1)区分	64 結果通知の方法	41 検診結果・1
21	体の調子(1)内容	65 アナデジ	42 検診結果・2
22	体の調子(2)区分	66 ピロリ菌	43 検診結果・3
23	体の調子(2)内容	〈胃がん検診(内視鏡検査)〉	
24	体の調子(3)区分	1 病歴・区分	44 検診結果・4
25	体の調子(3)内容	2 病歴・1	45 悪性腫瘍の時
			46 進行度

47	再検査・実施医療機関	91	一次読影:進行がん6	14	たん回数
48	再検査・医療機関名	92	一次読影:進行がん7	15	血たん
49	依頼先・医療機関名	93	一次読影:進行がん8	16	血たん頻度
50	依頼先・住所	94	一次読影:進行がん9	17	喫煙 吸わない
51	一次読影:生検・区分	95	一次読影:進行がん10	18	喫煙 以前
52	一次読影:判定基準	96	二次読影:部位1	19	以前_何年前
53	一次読影:事後指導(旧)	97	二次読影:部位2	20	以前_本数
54	二次読影:機器の問題・1	98	二次読影:部位3	21	以前_年数
55	二次読影:機器の問題・2	99	二次読影:部位4	22	喫煙_吸う
56	二次読影:機器の問題・3	100	二次読影:部位5	23	吸う_本数
57	二次読影:画像の条件・1	101	二次読影:部位6	24	吸う_年数
58	二次読影:画像の条件・2	102	二次読影:部位7	25	喫煙指數
59	二次読影:画像の条件・3	103	二次読影:部位8	26	血縁者_がん
60	二次読影:画像の条件・4	104	二次読影:部位9	27	身近な喫煙者
61	二次読影:網羅性	105	二次読影:部位10	28	吸ってしまう場所
62	二次読影:生検実施時の評価	106	二次読影:周在1	29	飲酒習慣
63	二次読影:総合評価	107	二次読影:周在2	30	一次判定日
64	二次読影:判定基準	108	二次読影:周在3	31	一次判定
65	二次読影:事後指導(旧)	109	二次読影:周在4	32	一次判定キーフィルム
66	最終指示事項:判定基準	110	二次読影:周在5	33	二次判定日
67	最終指示事項:事後指導(旧)	111	二次読影:早期がん1	34	二次判定
68	一次読影:事後指導	112	二次読影:早期がん2	35	二次判定キーフィルム
69	二次読影:事後指導	113	二次読影:早期がん3	36	三次判定日
70	最終指示事項:事後指導	114	二次読影:早期がん4	37	三次判定
71	一次読影:部位1	115	二次読影:早期がん5	38	三次判定キーフィルム
72	一次読影:部位2	116	二次読影:進行がん6	39	コメント_所見なし
73	一次読影:部位3	117	二次読影:進行がん7	40	コメント_肺がん疑い
74	一次読影:部位4	118	二次読影:進行がん8	41	コメント_肺炎疑い
75	一次読影:部位5	119	二次読影:進行がん9	42	コメント_肺結核疑い
76	一次読影:部位6	120	二次読影:進行がん10	43	コメント_気管支拡張症疑い
77	一次読影:部位7	<肺がん検診>			
78	一次読影:部位8	1	肺がん実施有無	44	コメント_じん肺疑い
79	一次読影:部位9	2	胸部の病歴	45	コメント_肺線維症疑い
80	一次読影:部位10	3	胸部以外の病歴	46	コメント_アスペストージス疑い
81	一次読影:周在1	4	手術歴	47	コメント_縦隔腫瘍疑い
82	一次読影:周在2	5	粉じん作業	48	コメント_陳旧姓炎症性変化
83	一次読影:周在3	6	新自覚症状	49	コメント_異常陰影
84	一次読影:周在4	7	内容_せき	50	コメント_陳旧姓胸膜病変
85	一次読影:周在5	8	内容_たん	51	コメント_プラ
86	一次読影:早期がん1	9	内容_血たん	52	コメント_胸水
87	一次読影:早期がん2	10	内容_息切れ	53	コメント_胸膜プラーカ疑い
88	一次読影:早期がん3	11	せき	54	コメント_その他
89	一次読影:早期がん4	12	せき回数	55	コメント_心拡大
90	一次読影:早期がん5	13	たん	56	コメント_術後病変
				57	読影最終所見

58	最終判定
59	自他院区分
60	依頼先
61	アナデジ
	〈大腸がん検診〉
1	採便年月日(1日目)
2	採便年月日(2日目)
3	同時実施検診(胃)
4	同時実施検診(基本)
5	同時実施検診(乳)
6	同時実施検診(子宮)
7	同時実施検診(大腸のみ)
8	受診者の希望
9	問診(1)
10	問診(2)
11	問診(3)
12	問診(4)
13	問診(5)-①
14	問診(5)-②
15	問診(5)-③
16	問診(5)-④
17	問診(5)-⑤
18	問診(5)-⑥
19	問診(5)-⑦
20	問診(5)-⑧
21	問診(6)
22	検査実施日
23	結果1日目
24	結果2日目
25	試薬名
26	検査実施医療機関NO
27	判定
28	自院・他院
29	結果通知の方法
30	クーポン区分
31	クーポン番号
	〈乳がん検診〉
1	視触診実施医療機関CD
2	検診種別
3	基本実施有無
4	身長
5	体重
6	妊娠回数
7	分娩回数

8	最近の妊娠年齢
9	最近の月経・月
10	最近の月経・日
11	最近の月経・日間
12	閉経年齢
13	乳がん検診受診歴
14	マンモ受診歴
15	既往・家族1
16	既往・家族2
17	既往・家族3
18	既往・家族4
19	自覚5
20	自覚6
21	自覚7
22	自覚8
23	自覚9
24	左右差
25	皮膚変化・右
26	皮膚変化・左
27	乳頭乳輪・右
28	乳頭乳輪・左
29	硬結有無
30	硬結右左
31	圧痛有無
32	圧痛右左
33	腫瘍有無
34	腫瘍右左
35	部位右1
36	部位右2
37	部位左1
38	部位左2
39	乳頭分泌・右
40	乳頭分泌種類・右
41	乳頭分泌・左
42	乳頭分泌種類・左
43	リンパ節腫大・右
44	リンパ節腫大・左
45	リンパ部位右1
46	リンパ部位右2
47	リンパ部位左1
48	リンパ部位左2
49	臨床所見
50	判定・今後の方針
51	D総合判定

52	D総合判定日
53	マンモ未受診
54	マンモ実施医療機関CD
55	マンモ受診年月日
56	B腫瘍
57	B腫瘍部位MLO右
58	B腫瘍部位CC右
59	B腫瘍部位MLO左
60	B腫瘍部位CC左
61	B腫瘍形状
62	B腫瘍境界及び辺縁
63	B腫瘍濃度
64	B石灰化
65	B石灰化部位MLO右
66	B石灰化部位CC右
67	B石灰化部位MLO左
68	B石灰化部位CC左
69	B石灰化形態
70	B石灰化分布
71	B随伴するその他所見
72	B随伴するその他所見・右左
73	B随伴所見(乳腺実質)
74	B随伴所見(皮膚)
75	B随伴所見(リンパ節)
76	一次読影判定
77	要医療
78	一次読影日
79	フィルム評価
80	不能時
81	コメント
82	乳房の構成
83	C腫瘍
84	C腫瘍部位MLO右
85	C腫瘍部位CC右
86	C腫瘍部位MLO左
87	C腫瘍部位CC左
88	C腫瘍形状
89	C腫瘍境界及び辺縁
90	C腫瘍濃度
91	C石灰化
92	C石灰化部位MLO右
93	C石灰化部位CC右
94	C石灰化部位MLO左
95	C石灰化部位CC左

96	C石灰化形態
97	C石灰化分布
98	C随伴するその他所見
99	C随伴するその他所見・右左
100	C随伴所見(乳腺実質)
101	C随伴所見(皮膚)
102	C随伴所見(リンパ節)
103	二次読影判定
104	二次読影日
105	マンモ判定機関意見
106	郵便マーク
107	クーポン区分
108	クーポン番号
109	アナデジ
110	働く女性
111	一次比較読影
112	二次比較読影
113	合議
〈子宮頸がん検診〉	
1	検診種別
2	基本実施有無
3	乳がん実施有無
4	受診者の希望
5	妊娠回数
6	分娩回数
7	最近の妊娠年齢
8	最近の月経・月
9	最近の月経・日
10	最近の月経・日間
11	閉経年齢
12	問診1
13	問診2
14	問診3
15	問診4
16	問診5
17	問診6
18	問診7
19	体がん該当1
20	体がん該当2
21	体がん該当3
22	体がん該当4
23	視診内診1
24	視診内診2
25	視診内診3

26	視診内診4
27	コルボ実施の有無
28	コルボ所見1
29	コルボ所見2
30	コルボ所見3
31	コルボ所見4
32	コルボ所見5
33	異型移行帯a
34	異型移行帯b
35	異型移行帯c
36	異型移行帯d
37	異型移行帯e
38	採取部位
39	頸部採取器具
40	標本の適否
41	不適時
42	細胞診(新方式)1
43	細胞診(新方式)2
44	細胞診(新方式)3
45	細胞診(新方式)4
46	細胞診(新方式)5
47	細胞診(新方式)6
48	細胞診(新方式)7
49	細胞診(新方式)8
50	細胞診(新方式)9
51	細胞診(新方式)10
52	細胞診(新方式)確認
53	頸部細胞診断(旧方式)
54	視診内診(出血)
55	視診内診(漿液性又は膿性帯下)
56	視診内診(子宮増大)
57	視診内診(その他)
58	採取不能
59	体部採取器具
60	体部細胞診断
61	総合判定
62	今後の指導・頸部
63	今後の指導・体部
64	結果通知の方法
65	郵便マーク
66	クーポン区分
67	クーポン番号
68	働く女性
69	妊娠クーポン

70	標本作成
(歯周病検診)	
1	受診年度
2	受診日
3	受診時年齢
4	受診医療機関
5	受診方法
6	健全歯数
7	未処置歯数
8	処置歯数
9	要補綴歯数
10	欠損補綴歯数
11	現在歯数
12	歯肉出血BOP(17または16)
13	歯肉出血BOP(11)
14	歯肉出血BOP(26または27)
15	歯肉出血BOP(47または46)
16	歯肉出血BOP(31)
17	歯肉出血BOP(36または37)
18	歯肉出血BOP(最大値)
19	歯周ポケットPD(17または16)
20	歯周ポケットPD(11)
21	歯周ポケットPD(26または27)
22	歯周ポケットPD(47または46)
23	歯周ポケットPD(31)
24	歯周ポケットPD(36または37)
25	歯周ポケットPD(最大値)
26	歯石の付着
27	口腔清掃状態
28	その他所見
29	判定区分

○統合番号連携システム

1	個人番号
2	統合番号
3	4情報
4	業務固有番号
5	自動応答不可フラグ用サイン

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
横浜市がん検診等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	特定個人情報の入手にあたっては、検診実施医療機関の窓口等で本人確認を実施したうえで行っており、検診票等も必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。
必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	検診票については、必要とされる情報のみを記載する様式となっている。 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得する際も、業務を行ううえで必要な範囲に限定して行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	受診者情報は、自らの意思で受診した者の情報を横浜市に報告するため、本人の自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルにアクセスする際は専用端末を使用し、ログインIDとパスワードにより制限をかけている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	検診実施医療機関において、本人確認書類の提示により、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	上記にて入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、統合番号連携システムを通じて、個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 収集した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づいて、統合番号連携システムを通じて、個人番号を照合する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・検診を実施した後の検診票は、実施医療機関から横浜市医師会及び歯科医師会を通じて、保健事業課へ提出される。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要なない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。また、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ごとのログインIDとパスワードを発行し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・権限を有していた職員の異動又は退職情報を確認し、異動又は退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動又は退職情報を確認し、異動又は退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。また、臨時の異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診システムへのログイン記録、がん検診システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する際にはログインID、パスワードを必要とし、ログインIDにより操作ログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員への研修等において、事務外利用の禁止等について、意識啓発を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権限を業務単位ごとに設定することで、アクセスできる情報を制限する。 ・操作端末へのファイルのダウンロードはできない仕組みとなっている。 ・委託先には個人情報保護に関する誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない									
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク											
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク											
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク											
委託契約終了後の不正な使用等のリスク											
再委託に関するリスク											
情報保護管理体制の確認	<p>○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 										
	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>										
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>										
	<p>具体的な制限方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・操作ログを取得、定期的に確認することで、不正な使用がないことを確認する。 										
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>										
	<p>具体的な方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得し、ログイン記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を作業実績報告書に残す。 										
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>										
	<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 遵守の確認については、作業実績報告書等にて行う。</p>										
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>										
	<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>										
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>										
	<p>規定の内容</p> <p>契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 										
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>										
	<p>具体的な方法</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 										
その他の措置の内容	—										
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>										
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置											
—											

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <p>○統合番号連携システムの画面において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤つて他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <p>・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</p> <p>・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞及び＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞と同一である。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <p>統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞及び＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞と同一である。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 		
	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
	リスクへの対策は十分か		

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>＜横浜市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを見ついた際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞により行う。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
	リスクへの対策は十分か		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
---	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している	2) 十分に遵守している	3) 十分に遵守していない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している	2) 十分に周知している	3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容					
<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 					
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容					
<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。 ・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 					
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢>	1) 発生あり	2) 発生なし	
その内容	別紙のとおり				
再発防止策の内容	別紙のとおり				
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢>	1) 保管している	2) 保管していない	
具体的な保管方法	<p>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</p> <p>住民登録内だった者の分：消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p> <p>住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</p>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>○個人情報、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分：定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受診し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。 <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合連携番号システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。
--------------	--

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・システムプログラムを作成し、期間を経過した情報の削除処理を行う。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存の後、職員立会いのもと外部業者による溶解処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び隨時(新規要員着任時)実施することとしている。	

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635
	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
②請求方法	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	横浜市がん検診等情報ファイル
公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局健康安全部保健事業課 住所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-2453
②対応方法	窓口、電話等の問合せは隨時対応し、必要に応じて対応記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和4年3月2日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和3年10月4日～11月2日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし

3. 第三者点検

①実施日	令和3年11月24日
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議
③結果	承認 附帯意見あり(評価書の一部修正)

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 平成31年2月25日	「広報よこはま」の配達を受託しているドライバー(再委託者)が当日の配達終了後、配達先(自治会等)の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配達伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場に車を一晩駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配達伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配達伝票を残さないよう徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再度指導した。
2 令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における子育て世帯分の購入引換券について、世帯主の前住所地へ誤送付してしまったものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新のものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地が抽出されてしまった。再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認した。さらに発送前に最新住所情報を照合し、より発送日に近い情報を更新することとした。
3 令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開講座に参加した市民1名に対して、区民活動センターの登録団体の一覧データを電子メールに添付して送信したが、添付したデータに登録団体参加者の個人情報が含まれていた。	255件	個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを設定し管理を徹底する。 また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を徹底し、再発防止に努める。
4 令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町内会について災害時要援護者名簿を作成しているが、名簿登載に当たり新たに意思確認が必要となる対象者の抽出方法に誤りがあり、本人に意思確認をしないまま名簿に登載し住所地の自治会・町内会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ意思確認の有無を確認した上で行う。 また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。
5 令和2年6月8日	とつか区民活動センター(横浜市とNPO法人が協働運営)において、講座情報についての電子メールを送信する際、配信登録をしている団体のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO[宛先])で一斉送信した。	138件	外部のメールアドレスあてにメールを送信する際は、BCC欄にメールアドレスを入れることを確実に実施する。 また、ダブルチェックの実施についても再度周知、徹底する。
6 令和2年6月19日	自然体験施設(指定管理者が運営)において、指定管理者が把握する全メールアドレスをメールの本文に記載し、かつ、全ての宛先に送信した結果、メールアドレスと氏名、組織名が流出した。	254件	個人情報の適正な取り扱い及びメールの適正・的確な使用方法について再確認するとともに、研修やダブルチェックによる確認等、再発防止策について指定管理者に改めて指導する。
7 令和2年12月24日	市総合保健医療センター(指定管理者が運営)において、指定管理者が受託している業務に係る内部の連絡会資料を誤って、外部の支援者を登録した別の連絡先グループのメールアドレスに、【BCC】ではなく【TO】で送信した結果、支援者の電子メールアドレス等が流出した。	163件	<指定管理者> 電子メール送信時のルールを改めて確認して、職員に周知する。個人情報保護を含めた緊急の不祥事防止研修を全部署で実施する。また、電子メールの誤送信防止ソフトの導入を検討する。 <本市> 個人情報の適正な取り扱い及び外部向け内部向け問わずメールの適正・的確な使用方法について、指定管理者に改めて指導する。
8 令和3年6月15日	市営墓地管理事務所において、墓地使用者の氏名・区画番号が記載された工事管理用の工事届の一覧を、打ち合わせをしていた事業者が誤って持ち帰ってしまった。	364件	書類等を引き渡す際、必要なものの抜けがないか、また不要なものがいかを、最後に先方と当方でダブルチェックを行う。 紙で管理していた工事届の一覧を、持ち出すことができないようパソコンでのデータ管理に変更する。
9 令和3年7月11日	市内で新たに新型コロナウィルスに感染した患者について、記者発表用資料を報道各社にFAXで送信する際に、誤って患者の個人情報を含む別の資料を送信してしまった。	165件	FAX送信の際には、ダブルチェックを徹底し、送信する資料に誤りがないかを確認する。
10 令和3年11月15日	消防出張所において、平成31年度分の搬送辞退書173枚と転居搬送依頼書84枚の収められた簿冊(1冊)を紛失した。	173件	担当者ののみでなく、全職員が文書整理研修を受講する。鍵付き書庫を購入し、容易に整理・確認ができる環境を整える。 廃棄文書梱包前に、責任職による最終確認を徹底する。
11 令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3か月分の該当区で交付したマイナンバーカードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。 また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。